

## 第7回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年10月28日(金)  
午後1:00～午後5:00  
場 所 長野合同庁舎  
南庁舎601会議室

司 会

大変長らくお待たせいたしました。

それでは、ただいまから第7回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会させていただきます。私は、事務局の地球環境課の温暖化防止ユニット竹松でございます。本日は、上條委員が都合によりご欠席ということでご連絡をいただいております。また、橋爪委員、若干遅れますということでご連絡がありました。そういうことで、上條委員、ご欠席ということで、ほかの皆さんはご出席でございますので、よろしくお願いします。

それでは、高木委員の方に議事の進行をお願いいたしますので、よろしくお願いします。

高木委員長

こんにちは。若干遅れてしまいましたけど、今から始めさせていただきます。

今日ようやく、だいぶ時間をかけてきましたけれども、条例の骨子(案)を作って、あちこちで意見交換や説明会等を開いた結果を受けて、最終的に骨子を決めようというような予定であります。いただいた意見等は皆さんのお手元にもあるわけですが、全部をきちんとここで一から読んでいくというのは、なかなか時間的に難しいとは思いますが、各会場に皆さんご出席されていたので、出席したときの意見として、このことはどうしても今日検討しなければいけないというものもお持ちでしょうから、それをいただきながら、そして、事務局で作っていただいた修正の案ですね、それを見ながら進めたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

それで、資料を一応簡単に説明していただいた方がいいかもしれないですね。

木曾課長

(資料により説明)

それから、光害に関する意見が、私どもの方でも、25ページの325でございますが、このような意見でもう少し議論をしていただきたいというようなことでございますので、この資料の後ろ側に、環境省の光害防止制度に関するガイドブック以下、関連の資料を付けさせていただきました。今回の条例の骨子の中で見る限りには、省エネ対策とか、24時間の問題、それから自販機の問題等々を見合わせますと、この条例、または、条例に基づく計画がしっかり進められることによって、この光害対策については必然的に進むのではないかと、というような部分もございますので、委員の皆さま方でご検討をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

高木委員長

ありがとうございます。

それでは、今の資料に沿って、順番に検討していくということだろうと思います。事務局の案として、いろいろなご意見を受けて修正が加わった部分というのは網かけになって、アンダーラインが引かれているわけですが、もし皆さんの中で、事務局が修正したのに対して、そうじゃなくてこうだという修正は当然議論の対象になるわけで問題ないんですが、事務局案としては特に修正を加えていない部分で、ここはやっぱり加えた方がいいというようなことがあった場合は、行ったり来たりするのもなんですから、ページをめくっているときにご発言いただければ、それは取り上げると。最後まで行って、ぜひもう一度、ほかにもう一度というのをできればやりたいなというふうに考えております。こんな進め方でよろしいでしょうか。

それでは、1ページ目から見ていきます。最初のところですが、温暖化のいろんな深刻な問題が「現実のものとなっています」という書き方は、ちょっと科学的にはいかがでしょうかということで、「発生したと言われています」というような言い方に替えたらいかがかということですが、どうでしょう、よろしいでしょうか。

岡本委員

これたぶん、私が書いているんだと思うんですよ。確かに県民の意見から出たように、科学的根拠うんぬんというのは常々言われてきたことだけれども、そのことがここへ来て、認識と感性の問題という部分と科学の問題というのが非常にどちらに軸足を置くかということで判断が変わってくると思うんですけれども、たぶん科学的にすべて証明されたときには、相当手遅れな事態になっているかなというのが今の世の中の進行状況のように思います。

そして、日本でも台風の発生、要するに海面温度の上昇みたいなことというのは現実として上昇しているわけですし、その原因が温暖化なのかどうか分からないというのが議論になっているんですけども、犯人捜しというのは、裁判でも相当時間がかかるようなきらいがあるわけで、疑わしい場合は危険を回避するという意味合いから、やはりもう既に現実のものになっているという認識から進まない、この条例を作る意味そのものも危機感から発生しているというふうなことを思いますので、私は原文のままの方がいいというふうに思っています。

高木委員長

今、2つの考え方が出てきていますが、そうすると、皆さんに意見をいただきながら、最終的には多数決が何かで決めなければいけないのではないかと思います。骨子(案)の左側の文章を読んでいただき、それを右側に、網かけの部分に直す、あるいは、いや、そうではなく、このところをこういうふうにするばうまくつながるといようなご意見をいただきたいんですけども。

諏訪委員

国語の問題になってしまうかも。もちろん認識の問題はあると思うんですけども、「現実のものとなっている」と言い切るのも、確かにそう言い切れるのかどうかちょっと、という意見も分かりますし、ただ、問題が顕在化しつつあることも確かであるし、それを問題意識として明らかにすることも恐らく必要なことだと思いますので、ここは間を取った文章ということを考える必要はありませんでしょうか。

例えば、深刻化、現実なものとなりつつありますというような言い方ですとか、深刻な問題が現実のものとなるおそれがありますですとか、いろいろな、つまり　　というか、問題が発生するおそれがあるということは確かなの

で、それに対する対策ということだということは、そういった考え方だと思うんですけども、それをどう表現するかという部分での戦略的なニュアンスというのは必要になると思うんですが、ちょっとまとまりませんけれども、間を取った表現というのも可能性があるかなと思いました。

橋爪委員

かなり重要なような気もするんですけども、あまり大したこともないかなと思うんです。これを作っているというのも温暖化防止で、先ほど言った6物質の温暖化ガスが出ているという前提に立っていますので、これが弱いといけないなと思っています。だけど、そうでないというふうに主張している学者もいますので、私が思っているのは、いわゆる多くの科学者がそういうことを言っているという絶対的な表現はまずいということもそのとおりですので、科学的に見ると、多くの科学者がそのように言っている、そんなようなぐらいの表現にして進めたらどうかと。ここであまり断定している問題が出ちゃ、確かにまずいので、そんなふうに思いますけど。

宮本委員

諏訪委員と同じことなんですが、やはりもし修正案にするとしたら、それなりの今のようなものを「科学的にはこう言われています」と説明文的に付けられれば、これは有効かと思えます。どちらでもいいんですけども、どうですか。

岡本委員

わかりました。よく書いてある書き方で言うと、IPCCの知見によればというような書き方もあるので、そういった表現がよろしいのでしょうか。

高木委員長

そうすると、「深刻な問題が現実なものになっているとIPCC等からの指摘があります」みたいな文章ですね。

ということで、断定はできないけれども、IPCCがそういうふうに言っていることはいいので、そういう、IPCCというのは、ひょっとしたら欄外にまた説明が必要になっちゃったりするかもしれませんが、そういうように、要するに多くの科学者が、あるいはIPCCがみたいな言い方でここをまとめようというようなことです。

それでよろしいですね。

川妻委員

そういうときには、やり方としては、なっていますとってかっこして、気候パネル、IPCCの見解によるというふうに言ってもいい。

高木委員長

それでもいいです。いいですね、それは。

川妻委員

要するに、こういうふうにただ発生していると言われていましてとなると、そう一般的な声があるというんじゃなくて、国際社会がこれが最大の原因としか考えられないと、ほかの意見があることは事実だけれども、ここに解決を求めていこうということになっているわけなんですね。ただ言われているというだけとはかなり重みが違うので、そこをちゃんと入れた方がいいと思うんです。

高木委員長

じゃ、事務局で作っていただいたのだと、ちょっといくら何でも弱過ぎるからということで、今言ったような訂正、最終的に言葉をはめてみてどうしようかというのは、場合によってはちょっとこちらにお任せいただくというような

ことで進めますが、今のご意見を受けて、IPCCを入れて進めるというようなことにいたします。

「進められています」はよろしいでしょうか。「進行しています」というのは何か人ごとなので、「進められています」、これはいいですね。

審議会でいただいた意見で、県民計画で50%の削減というようなことが書いてあるのが全然抜けちゃったのはどうしてかと、それを入れるということで、「2050年に50%の削減を最終目的に据えて」という言葉を入れよう。それから、「今15.3%増えちゃっているから大変だよ」というのも入れようという、この文章の部分に関していかがでしょう。

川妻委員

趣旨は賛成で、入れた方がより正確な、いいと思うんですね。ただし、これは趣旨説明の文章なのであれなんですけど、1つのフレーズが長過ぎる。これはちゃんと切った方がいいですよ。読むときに、非常にわけが分からなくなってくる。条文なんか余計にそういうふうになっているんですけど、そこは、例えば、「2003年では、90年比+15.3の増加を加えた21%削減を図らなくてはならない事態でした。」というふうにそこで切って、「このため、県民計画では化石燃料に依存したエネルギーや資源を」というのを打ち出したというふうに言って切らないと、特に点でずつつなぐのはまずいと思うんです。

高木委員長

私ももう一つ言わせていただければ、例えば、「計画では、2050年度に50%削減するという最終目標を見据えて、当面2010年までに6%削減する目標を立てました。」で切っちゃってもいいですね。「しかし、2003年では」というようなつなぎ方にした方が、たぶんいいでしょう。「2003年では、21.3%の削減を図らなければならない現状であります。」と、その辺で切るとか、1つの文章があまりにも長いのは確かなので、2つあるいは3つに切っていくという。

あとはよろしいですか。ここも何回も出てくる場所ですが、「耐乏生活」から「簡素な生活」にと、どんどんシンプルになっていますが、いかがでしょうか。書かれた方。

岡本委員

岡本です。これは、たぶん最初「窮乏」と書いて、「耐乏」に直していただいたんだよね。さっきちょっと確認をしたんです。これを言っていた方はどういう趣旨で言われたのかなということで確認をいたしましたら、「耐乏生活は必要である」という見地からこのように言われたんだそうです。だから、耐乏生活を求めるものではなくて、求めているそうです、その方は。

簡素という言葉もその方が発せられた言葉のようなんですけれども、簡素というのは、むしろ僕はあるべき姿だというふうに思っているんですね、これからの暮らしのコンセプトとしては。だから、「単に簡素な生活を求めるものではなく」というふうに、簡素は否定的に使うべき言葉ではないというふうに思っております、それを両方生かすとするならば、例えば、このようになるのかなというふうに思うんですが、「この条例は県民に単なる耐乏生活を求めるものではなく、長野県の自然的条件とともに、地域ごとにそれぞれ魅力あふれる社会的条件を生かすことで、持続可能な社会、真に健康で文化的で簡素な生活を享受できる社会を県民、事業者、その後うんぬん」というふうな形。

黒沼委員

それだったら、耐乏の語はこれでいいんじゃないの。

- 岡本委員 そのままでいい。
- 橋爪委員 その方がいいんじゃないですかね。簡素な生活というのを肯定をすることで、これを求めるというわけですから、耐乏生活じゃなくて、簡素な生活を求めるという形で、耐乏生活を求めるものではなくということでもいいんじゃないですか。
- 岡本委員 言われた方の趣旨もそうだし。
- 橋爪委員 そうすると、ここにこういうことを書いてあると、何となくこの生活というのは求めないことになっちゃう。
- 高木委員長 この、単に簡素な生活を求めるという読み方は、実は二通りの取り方ができてしまって、簡素な生活を求めるものではなく、単にそれを求めるものではないよという意味と、もう一つ、全く逆で、単に簡素な生活を求めるのは当たり前で、それだけをするのでもいいのではなくという、2つの意味が、これはどっちも取れる文章なんです。私は、実は後ろの取り方をしていたので、さっきから言われている意見がどういう意味だかよく分からないで、ちょっと考えていたんですが、全く逆の取り方も、ある意味できるので、そうすると、皆さんのご意見では、元のままの方がいいということであるならば、それはもちろんそれで。
- 岡本委員 さらに、ご意見をいただいた方の趣旨は、さらにこのことについて強い表現が欲しいという意味合いだったみたいですね。だから、単に簡素な生活を求めるのではなく、耐乏生活まで覚悟しろと、こういう趣旨だったようです。ただ、なかなかそういうふうには、これ、読めないですよ。よほど深読みしないと、と思うので、分かりやすい表現ということでもいいかと思うんですが。
- 黒沼委員 そうすると、持続可能などという、そのイメージが、一体どういうものなのかというので、個々違ってくることになってしまうので、私は前の文章で十分だと思います。
- 高木委員長 いかがでしょうか。  
はい。
- 諏訪委員 ちょっと意味が混乱しているんですけども、これを普通に県民ですとか、皆さんが読んだときに、やっぱり耐乏生活というものが求められるか、求められないかはともかくとして、やっぱり受け止める側としては、耐乏生活は嫌だなと思うので、ですから、ここの表現が耐乏生活でいいということであれば、それはそうなんですけど、1つちょっと考え方として、全くその深い内容とかが分からない人間にも意味をはっきりさせるには、例えば、生活の高揚の低下を求めものではなくとか、そういう全く違う視点からむしろ表現する可能性もあるかなと思いました。
- 高木委員長 何かを求めるものではなくという文章をベースにして考えると、いろんな取

り方が出てきて難しくなっちゃうから、何かを求めることではなくて、例えば、県民にこういう生活を求めているんだよと書きちゃった方が分かりやすいという意味ですよね。どうしますか。

あまりこんなところでもめたくはないんですが。

川妻委員

これ載っていても条例自体は、あまり耐乏生活を求めるようなものにはなっていない。もう少しお互いに努力しろよと、いろいろ話してね。だから、そんな耐乏生活を求めるものになっているのかなと思うところがあるので。

高木委員長

いっその条例は、長野県の自然的条件と・・・。

橋爪委員

橋爪です。

否定的でなくて、肯定的な文章にした方がいいような気がしますけどね。というのは、サステナブルという言葉がいいのか、要は、我々の子孫が営々と生活できる、その基盤をつくっていくんだというような肯定的な、否定的な言葉を使うといろいろなことが出てくるので、そういうような言葉がいいんじゃないかなというふうに思ったんですけど、この条例は、ぴゅーっといろいろあるので、我々の子孫が安心して生活をしていける、そういう生活基盤、生活スタイル、生活文化、そういうものをつくる基盤にしていきたいなということのような気がしますけどね。

高木委員長

だんだんと「この条例は、県民に」からの文章を省いてしまって、今の橋爪さんの意見だと、例えば、「知恵の発揮と実践行動及び協働により実現させ、子孫に伝えていく」みたいな言葉をそこで入れた方がいいという意見ですね。

黒沼委員

だけど、持続可能な社会というのは、それで皆さんコンセンサスが得られている言葉じゃないんですか。

高木委員長

子孫までもという意味ですね。

黒沼委員

そうそう。それが、しかもそれもサステナブルになると、非常に快適で、しかも、生活の質を落とさないという、そういうもので、皆さん、その意味合いでも社会的に認知されている言葉であるので、持続可能な社会ということで、やはりもう既にコンセンサスを得られているので、あまりくどくどと説明しなくても、これでやっていきましょうということでもいいのではないかと私は思いますが。

高木委員長

どうでしょうか。子孫の部分はどうでしょうか。

橋爪委員

これだけでもいい。

高木委員長

いいですか。

橋爪委員

いろいろごちゃごちゃ書くより、ここは省いた方が。

川妻委員

だから、この条例は、長野県のというふうになっちゃうわけでしょう。

高木委員長 岡本委員、いいですか。

岡本委員 僕は結構です。その部分をさらに強調するために、否定的な、つまり生活の質を落とすことを願っているものではないですよという意味合いで書いたんですね。ただ、意見を下さった審議会委員の方の意見を反映して訂正するというふうになっていたことに関しては、今は逆行した形になるんですね。だから、それをどうしますかという話。

高木委員長 だけど、それを受けて審議した結果、さまざまな意見が出て、最終的にこういうふうにさせていただきましたということを説明すれば、それはいいと思いますけど。

岡本委員 はい。いいと思います。

高木委員長 右、だいぶ言いましたけれども。

川妻委員 削除ですか。

高木委員長 はい。削除という形で。

橋爪委員 それから、いいですか。このページで。  
ちょうど中ほどで、先ほど「2003年は90年度比+15%うんぬん」というところがありますので、上から5分の2くらいですか、「1997年12月に採択された京都議定書うんぬん」という、その行から3行目、「しかし、2003年は90年比+8.3%」これ、同じ内容で文字が違うので、ここを取っちゃうという方がいいかもしれない。「しかし」から3行ですか、「削減を成しえなければなりません」というのを、これ、同じことをちょっと数字が違うだけなので、これはどっちかを取っちゃった方がいいなと思うので。

川妻委員 これは全国のデータだね。こっちは県の方のデータ。

高木委員長 当然、残すとしたら県の方を残して、国の方を取るんだらうと思いますが、それでよろしいでしょうか。確かにおっしゃるとおりで、ちょっとしつこいですね。じゃ、「しかし」から、「削減を成しえなければなりません」をカットということで。  
あとは、何か。それでは、2ページ目ですが。

木曾課長 A4のページの一番最初ですね。概要は、一番後ろに。

高木委員長 説明会の中で、特に市町村の職員の方とか、県民の方から、県とか市町村が、事業者なのか、何なのかがよく見えてこないというようなご指摘と、それから、市町村の方から、どの立場で市町村に義務が課せられているのかがよく見えないうようなご指摘があったので、対象者のところで、前は、県と市町村と県民、事業者という4つの区切りだったのを、事業者の中に、県と市町村というのを再度入れ直したという変更です、ここは。それに応じて、 の位置も若

干変わっていますが。言っている意味はお分かりでしょうか。この変更はよろしいでしょうか。2ページのご意見としてですね。

ただ、これは、骨子を説明するための概要でありまして、きちんと骨子の説明を受けている方がこのことが分かっていたいただければいいので、言葉で説明してもいいんですが、ご指摘を受けたので、概要の方も直したというだけのことで、骨子そのものに影響は何もありません。

川妻委員　この部分で、19 ページに、さっき説明があったようなところが変わってくるんですね。

高木委員長　そうです。

川妻委員　そこにも、これは後でやりますか、そのときに。

高木委員長　後で関係しますか。関係するなら、後で回します。今、やっちゃいます。

川妻委員　各主体の責務のところなので、この間は。じゃ、最後に順でこれをやって、またここに戻るんならいいです。

高木委員長　じゃ、戻ります。

じゃ、2 ページ目にある意見で、何か、特に修正なしというふうになっている部分で、これはというのがあれば。

川妻委員　はい。

ちょっと私も、この最後の骨子(案)ができたときに議論すべき事柄だったんですけども、後で気付いて、意見交換や説明会のときにこれを言うのはちょっと適切でないので省いたんですけども、温暖化対策推進計画の策定等という3の項目がありますね。ここは、いろんなことが一緒に書いてあるわけです。a、b、cがあって、計画を策定し、公表するということと、ガイドラインを策定し、公表すると、それで、最後に、実施状況及びその評価について概要を公表するというふうになっているんですね。

それで、最初の趣旨の説明の本文のところには、骨子案の趣旨のところには、県は第三者の意見を聞いて、このa、b、cをやるというふうにくくられているんです。ここは結構重要なところだと思うんです。温暖化対策推進計画なり、ガイドラインを作るのは必要なんですね。それで、最後の実施状況の把握、評価、その公表というのは、その仕事というか、その役割は、項目で言うと、7の実効性の確保の部類に入るところなんですよ。この条例案の骨子のところで、これが一番実効性の確保の最大の重要なところなんです。計画を策定したりする第三者機関があったとすると、それはそれで結構な話だけでも、それは計画をしたら、それで済むんだけど、それが実効性を確保するのは、またそれとは独立したところが実施状況を把握して、それで、その評価をして、これは進んでいない、これは進んでいる、これはこういうふうに改めるということによって実効性が確保される。それが、この中でくくっちゃんしているんですね。

そういう点では、ちょっとこれは不完全なので、これを切り離して、cの部分は、最後の実効性の確保のところに入れないとまずいし、条例を本文にする



場合でもそういう観点をしないと、実効性の確保は検証でしょう。それから、名簿の公表でしょう。これだけではほとんど実効性の確保の部分に入らないんです。そこに、第1番目に第三者機関で検証し、評価していくというのが入ってくる。それに加えて、公表なり、検証なりを付け加える。そういう構成でないと、おかしいです。

これは、今日配布されたものじゃなくて、もう一度骨子(案)の中間報告の方を見ていただいて、その3ページと、この12ページに入っている文言を調整し直した方が適切ではないかというふうに考えます。

高木委員長

はい。

諏訪委員

今の川妻委員のご意見の趣旨には全く同感です。ただ、1つ問題なのは、7の実効性の確保は、恐らく前の、第何回目かの検討委員会のときにもお話しになったんですけれども、これはあくまでも条例としての実効性の確保で、罰則規定を載せるとか、そういう担保条項が主になるものだったというふうに理解しておりますので、そこでそちらの計画を回すか、回さないかという、そういう実効性の確保とはちょっと種類が違うもので、そこは整理して議論していった方がいいと思うんですね。

ただし、川妻委員のおっしゃった、例えばこのcの部分ですとか、計画を回すためのスキームも実効性の担保では非常に重要なポイントで、これは、骨子ですから、私もそれほど言いませんけれども、例えばcの部分について、誰が評価してそれをガイドラインなのか、詳細なのか、方向とするのかというような話は、もう少し踏み込んで書いていっても、それはいいかと思います。ただ、それは要綱の、この先のステップとして、条例の下書きなどをする作成する作業があるので、そちらの方で対応していけるのかな、どうなのかなというふうなことは考えてみました。

高木委員長

事務局としてはいかがでしょうか。

川妻委員

審議会でもこのことについてご指摘があったんですけど、そのことは指摘があって、この計画のところに入っていたのかというのが、意見としてはあったので、そういうふうにあるというのは、

事務局

よろしいですか。先ほど諏訪委員さんの方からお話がありましたように、計画の策定等というのはPDCAのサイクルの趣旨でございまして、実効性の確保というのは、ご指摘があったとおり、基本的に条例の中に罰則を定めるとか、そういう条例の実効性の確保という趣旨でございまして、ですから、川妻委員が言われたように、この公表というのは、あくまでも県が条例に基づいて行った施策の評価という意味で、確かに今度は計画の実効性の確保という趣旨ではございますけれども、全体の条例の実効性の確保という部分ではちょっと内容は異なるかなという気がしております。作りとすれば、そういうことで作ってございますので、ご理解いただければありがたいと思います。

高木委員長

いかがでしょうか。事務局としては、今のご説明なので、このままでいいのではないかというご意見だと思いますが。

川妻委員

条例全体を施行することと、計画の策定がどういうふうに行われて、それを評価したのかというのを区別した方がいいということで、そのくりでここに入った趣旨ですよね。それは理解できます。だから、その趣旨はいいんですけども、骨子(案)のところに、そこを全部くくっちゃって第三者の意見を聞いてというふうにくくられているので、見ようによっては、これが計画の実効性の確保というのは、計画した人間が実施状況を点検するというよりも、それとはまた離れたところでやらないと、まさしく実効性が上がらないということになるのでという、そういうことをちょっと注意点として申し上げたいと思います。ここでは、趣旨が分かっていたら結構です。

高木委員長

分かりました。じゃ、今おっしゃったのは19ページの修正部分での趣旨の、「県は、県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聞いて……実施状況の把握及び評価を行い」というところにもつながってくるので、一応後でもう1回そこは出てきますので、もう一度確認していただけるということで、このままといいです。

あと、2ページのところではよろしいでしょうか。

それでは、3ページですが、3ページでは、いただいたご意見として、「県は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、必要な財政上の措置を講じる。」というのが、県の計画に対する県が行う、一事業者として行うものに対して財政上の措置を講じるだけなのではないかということで、事業者がやることについては財政上の措置はないのかというような意見も出ていたりして、それを受けて右のような修正部分になってきたということなんです。ここに関してはよろしいでしょうか。

よろしければ、このページ、3ページ目で、それ以外の。ちなみに、例えば23番のような、ゴミ発電等を追加する必要があるかどうかについて検討するようなことに関しては、今この骨子の中では特に定めなくていいことだと思いますので、最終的には、これは検討しなければいけないことではあります。今は修正なしにしているのは、後で決めようということで、一応修正なしということで原案ができています。

要するに、台数を何台にしろとか、何人以上とか、そういう細かいことはまた後日ということで、今は骨子なので、そういったことのご意見をいただいたのはいっぱいあるんですが、そこに関しては後日決めるから、ここでは手を入れないということでご意見を聞きます。

3ページ目はよろしいでしょうか。

それでは、4ページ目に行きます。4ページ目は、温室効果ガスの対策として、お聞きいただいたご意見としては、下水道関係の事業所の方からの意見ですが、亜酸化窒素のことを一生懸命やっているんだけど、CO<sub>2</sub>の話ばかり出ていて、亜酸化窒素のことについては一切何もないというようなご意見だと思います。

ただ、亜酸化窒素を実際に出している事業所というのはごく限られたところになってしまうので、その事業所だけを特別に項目に挙げていなかったわけですね、我々は。現実にはメタンを対象に入れて、メタンについての項目を作ろうとすると、ちょっと大変です。そういうこともあって、今回の条例の中ではあまり意識の中に入っていなかったわけです。

ただ、温室効果ガスとしては当然考えなければいけないので、それに必要な対策、例えば、亜酸化窒素を減らすためにこういうような対策をしたい。それ

について財政上の措置は一切できないのかということではないと思いますので、欄外に対象ガスをはっきりと明記するというのが事務局の案です。

何か。いいですか。

じゃ、4ページ目のその他の、ここに出ている意見で、ここについて対応した方がいいんじゃないというご意見がありましたら。

諏訪委員

ガス協会からの意見、意見番号で言うと33なんですけれども、これは本当に温暖化対策防止の観点からくることが必要かどうか分からないんですけども、県として、例えば、NO<sub>x</sub>だとか、SO<sub>x</sub>というあたりというのは、例えば、NO<sub>x</sub>に関しては削減状況がよくないわけですし、そのあたりの対策というのはどのように取っていらっしゃって、温暖化対策とは関係ないんですけど、ガス事業者としてはこちら辺をやってほしいなという気持ちは分かるので、そのあたりに関して何か戦略というか、そちらの方をお持ちでしたら、お伺っておきたいんですけども。

木曾課長

長野県では、そういう意味で、SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>につきまして、一番基準になるのが、大気中のこれらのガスの濃度についてですけども、県下10カ所のそ地方事務所ごとに、自動測定器を設置しまして、1時間ごとのデータをずっと取っております。それを年間で評価するというようなことをしておりますけれども、燃焼に伴うSO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>の状態は、非常に今のところでは環境基準比較では非常にいい状態です。

東京の方のNO<sub>x</sub>の状態とかに比べますと、長野県は非常にいい状態でございます。今日はちょっと数値は持ってきていないんですが、環境白書の方に毎年年次報告で載せているんですが、大変よい状態でございますので、取りあえず現状のままで。これは車の性能が上がったり、それから重油中の硫黄分が、もう既に0.5%ぐらいに落とされたりというような現状を見ている中では、現状よりも上がる可能性はちょっと見受けられないかなというようなことで、これらの項目については、今のところ現状維持で行くというような、何もやっていないわけじゃなくて、排出源監視とか、それから、自動車の固定発生源対策のための法律の執行状況というのを見ていく中で対応ができるのではないかとということでございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。ほかには、4ページのところで、よろしいでしょうか。

じゃ、5ページに行きます。5ページは、特に事務局案としては修正部分はないでございます。ここに関して、この意見は採り上げて修正を加えるべきものがあるということがあれば、お願いします。

川妻委員

24時間営業あるいは自動販売機については、関係団体との意見のところでも、かなり大勢の方がおいでになって、両団体とも非常にたくさん説明をもらったんですけども、一番共通しているのは、ここでは温暖化の影響としては24時間営業も、自動販売機も、それほどウエートが高くないのではないかと。それをなぜここに をあててやるのかということを盛んに言われています。それから、同時に自分たちも、相当、消費電力を、特に自販機の場合には1991年、15年間で消費電力を半減させたというふうな言い方もされていると。それから、社会貢献もしているというふうな意見もありました。

この条例の趣旨からすると、やはり量の問題で、これが多いか、少ないかと

いうので判断しているのではなくて、実際に県民の中に、このことについて、24 時間あるいは自動販売機をどこでもかなり作られて拡大してきた部分、この間、そんなに増えているかどうかは別にしても、そういうことに対する疑念というか、心配があったり、それが消費電力を余計に、不必要に使っているのではないかということだったり、青少年などの問題にも言及しているんな意見があると、そういう意見をそれぞれの地域地域で問題にして、それらについて、片や営業権があるから、これはいいんだということだけではなくて、地域ごとに相談をして、事業者と住民、それから市町村や県が入って解決していくという、そういう仕組みをつくらうとしている趣旨を事業者の方にも理解してもらって、そこに積極的に自分たちの努力なり、意味なりを主張する場合にはどんどん主張して、やはり理解を得るということをしなきゃいけないし、それから、問題になっている側も、なぜ問題かということをおまわり観念的じゃなくて、実際上効果があるのか、ないのかと、いろんなことを議論するという、そういう仕組みだというふうに理解をしてもらえればよいのではないかというふうな気がするんですね。

これを一律に規制するというのではなくて、そういうことを。これについて、やはりそういう意見が盛んに出されたので、そのことについて検討会ではどういう態度でこれに臨んだのかということもしっかり伝えないとまずいんじゃないかという気もあります。少しそのことについて改めてこれだけ強力な意見が関係団体から出されているので、ちょっとそのあたりを議論しておいた方が、字句を直す、直さないだけじゃなくて、必要なんじゃないかというふうに思います。

高木委員長

字句の訂正ということではなくて、24 時間あるいは自動販売機のことについて、我々の中でどういう話し合いが行われているのかということ、議事録にも残るわけですから、そうした過程をきっちり明確にさせた方がいいというご意見だと思います。それはおっしゃるとおりだろうと。それに対しては特に異論はないだろうと思います。

問題は、それをこのタイミングでやるか、あるいは、字句の訂正がないんだから、いったん後ろまで回してからにしようかという問題だと思いますが、私としては、やっぱりいつもいつも遅くなって申し訳ないので、いったん字句の訂正をきちんと済ませて骨子を固めてから、もし少しでも時間があれば、別に今日で終わらなわけではないので、今のご意見をどういうふうに我々はとらえていくべきだろうかということについて、まとめて話せる機会をできるだけ多く持ちたいと思っておりますけど、それでよろしいでしょうか。

それでは、5 ページがよろしければ、6 ページも、ここもずっと続きの部分です。続きの部分ですが、ここに関してもよろしいでしょうか。今の意見で、後日というか、今日、後でも時間があるときに話をするということによろしいですか。

よろしければ、7 ページです。7 ページのところ、網かけになっている部分に関しては、元の文章が、「市町村が事業者と協定を締結する。」というふうになっていて、それに対して、市町村にこういう責務を課するのはいかなものかという意見が数多く出ていました。また、事業者の中で、たった1軒だけ営業しているようなところは除くんですけども、大手のチェーンのようなところに関しては、市町村でやるのではなくて、県が主導的に立って協定をその事業者の間で一括して結ぶべきではないかという意見が出ましたので、それを受

けて、右の、要するに主体は県ですよということをはっきりさせようと。市町村または事業者が、こういうことをやってくれという申し出をしてきたときに調整を行って、協定を結ぼうと。

ただし、協定を結ぶときに、県は主体的にはやるけれども、具体的には、例えば、長野市の県庁の周辺のこの地区だけが対象かもしれないので、そういう場合には市町村が絡んでもらったりするようなこともあるだろうしということで、書き方としては、ある意味あいまいな言い方になっていますが、前の文章は、市町村が何か全部やらなきゃいけないような文章になっていたのを、そうではないですよというふうに直すのが目的で、こういう修正になっております。

川妻委員

直した方がいいと思っていたので、どういう直し方がいいのか、よく考える必要があるんですけども、ここでちょっと案が出ているのは、「関係者との調整を行い、この地域(県、市町村、地区)」と書いてあるのは、この地域というのは、ほとんど分からないんですね。関係者と調整を行い、県または市町村または地区の、あるいは、点でつなぐならば、これは分かるけど、この場合の地域では何を言っているのかというのはほとんど分からないので、もしこのままで行くとすると、「関係者との調整を行い、県・市町村・地区が事業者と、あるいは、「または」というふうにしてしないと、ちょっと適切じゃないんじゃないかというふうに思いました。

高木委員長

地域という言葉が分かりにくいから、外した方がいいという意見。いかがですか。はい。

牧内委員

修正を加えたことによっていろいろ、先ほど川妻委員さんがおっしゃられた、余計意味不明になっちゃっていると思うんですね。もっと素直に、市町村からもだいが意見を出されておりますけれども、広域的な取り組みとしてやっていかないと、実際の仕組みとしては動かないということがだいが言われて、私も言ってきたんですけど、意見としてもだいが出ています。

タイトルの項目のイ、地域の特性を活かしたというそもそもの発想から転換をして、やっぱり地球温暖化防止というのは、全県的な、広域的な取り組みを進めていく、そういう発想でないと、本当は経済的に見合っているのかどうか分からない事業者の方が仮にいらっしゃっても、対抗上お隣のお店で、市町村でやっていけばやらざるを得ないという意見もあります。そういう観点に立ってみると、やっぱり広域的に取り組んでいく。すなわち、仮に、これは事業者の協定ですから、事業者ともう一方の県なりという合意がない限りには契約としては成立しませんから、どこからでも事業者の側からこういう取り組みをしていきたいということが出てくれば、いつでも応じられるような仕掛けにしておく、仕組みにしておくということが一番大切じゃないかなと。

現実論から言うと、やっぱり県レベルの意見交換をいたしましたけど、なかなかベストがないみたいですけど、やっぱり業界団体から全体として取り組んでいくということから始まっていかないと、やっぱり小さな地域でそのことをやろうと思っても、横にらみの状態で、現実はなかなか難しいんじゃないかなという意見がだいが出ています。

そういう意味で、はっきりと事業者と県、県が協定の主体になることが一番ふさわしいんじゃないかなと。なぜそれを県ができないのかなというふうにして

うんですけど、もし全県レベルのという観点から言えば、温暖化防止センターあたりを協定の主体者になっていただくということも1つあるのかなというふうに思いますけれども、小さな地区ですとか、市町村ですとかというんじゃなくて、やっぱり全県、オールラウンドな組織で当事者になっていくということが大事なことじゃないかなというふうに思います。

高木委員長

じゃ、文章としてはどのようにすれば。

牧内委員

急に文章を、今日見てどうと言えないんですが、そもそもこれが何をしようとしている仕組みなのか、一定規模以上なら義務付けがありますよね。プラス協定ですから、そこからはみ出してしまうというか、抜け落ちてしまうところを協定によって実現していこうと、こういうことなんだろうと思うんですけれども、ここの協定の部分を、具体的に何を指そうとしているのかということが、ちょっと言葉の問題じゃなくて、本質的なところでちょっとまだ十分に理解できない状態ですけれども、私がさきほど言ったようなことがそこにあるとするならば、主体は県であるんじゃないかなというふうに思いますけど。

高木委員長

私自身のイメージとしては、今既に24時間営業をしている地区が考えるというよりは、2つあると思うんですが、非常に狭い地域が何で必要なのかという、例えば、24時間営業を今しているんだけど、実質的には全然ペイできていない。非常に経営的には苦しいけど、フランチャイズの関係もあるから、それは抜けることができませんね、24時間。フランチャイズで24時間営業をやめると言えば、多額の違約金とか、いろんな問題が出てきているようですから、やめられない。そうすると、一オーナーさんとしては、やめたくてもやめられないという状況がかなり長野県ではあるようだ。

それが、地域として、例えば飯田市のこのエリア、そこにはその店主さんのお店が入っているようなエリアを指定していただいて、そこで24時間営業はやめようよという協定ができてしまえば、その方はフランチャイズに対してきちんと、こういう協定ができてしまったので、やりたいけどもやめざるを得ないみたいなことができるのではないのでしょうか。そういうことはあり得ないんですか。

牧内委員

それは、県全体も同じ話じゃないですか。

高木委員長

県全体に話を広げようとするれば、当然もうかっているところもあるわけですから、県全体で24時間を一気にやめようという動きを、全県的に動かすのはたぶん不可能ですよね。24時間を一気にやめようという合意を県民合意として得ることは、私は不可能だと思いますが。24時間営業というものをすべてやめよう、要するにコンビニは一切やめようというのを今の長野県の県民が、皆さんが、「よし、やめよう」と言うとは、私はとても思えないんですが。でしょう？違いますか。

牧内委員

でも、そういう意見をやっぱりこういうこの検討の中でも重要なこととして出てきているんですから、そういう社会的な背景というのはあるんじゃないですか。だから、地域性の問題は小さくすれば小さくするほど、現実取り組みは難しいということになっちゃうと思うんですよね。本当にやっぱり今おっしゃ

られるような社会的な背景は厳然としてあるわけですから、これを実行するためには、全く逆で、現実には広域的な取り組みとして小さな取り組みも評価して、仕組みの中でやっていかないと進まないと思うんですね。小さいところからできるというのは、実は逆だと思うんです。

岡本委員

長野モデルだったか、県民計画のときだったか、こういった24時間のコンビニに対してどうしようという話を持ち出したときに、行政ではとかくそうなんでしょうけれども、前例がないという話になって、私、たまたま隣町の軽井沢が11時でコンビニが閉まっていることを知っていましたので、町役場でお聞きしたところ、昭和50何年かにできた要綱で、それに従っていただいているんだという事例があったので、それは県の方というか、皆さんとの議論の材料としてお出しした意味合いは、小さな地域でこういうことができているという事例で出したつもりではなくて、長野県は広いので、今、牧内委員さんがおっしゃったように、県全体でルールを決めたときでも、県境の一部のところというのは隣の県とルールが違うということが出てくるかもしれない。実際、だいぶヒアリングしているんですが、さっき委員長がおっしゃったように、個別の経営者の方たちはやめたいという方がとても多いんですね。

具体的に申し上げますと、1つ軽井沢でコンビニを経営していらっしゃる方がいらして、その方のお話を聞いたら、いや、実は私、小諸の者なんですと言うんですね。小諸でコンビニを開くと24時間やらなきゃならないから、わざわざ軽井沢で店を出しましたというような方もいたりして、やっぱり個別の事業者の方には負担が大きいんだなというふうなこと、それ以来ずっと、個別の事業者に対して無記名でいいからアンケートとか、きちっとした基礎調査をしてくださいということをお願いしておったんですが、いまだにそれはセンターも含めてなされた形跡がない。

それから、ほかにもいろいろありましたけども、意見交換というのは、1回、2回という話じゃなくて、何回でも、何十回でも粘り強くやってほしいという意見があったり、私もそういうことだと思うんです。

ですから、これを手始めに、そういったコンビニの事業者からも、あるいは、県民からも意見を聞くということから始めて、ライフスタイルは別問題だというふうな意見という方もいらっしゃいますけども、私はつまり24時間型のライフスタイルか、ビジネススタイルというものを変えていくということが一番最初のところにあった、先ほどの簡素な持続可能な社会というもののイメージとして重なってくるというその辺で、前置きが長くなりましたけれども、要するに、軽井沢という地域でこういう事例があると申し上げたことが、もし今このところへ来て、地域からということに反映しているんだとするならば、私の最初に申し上げた趣旨はそういうことではなくて、私も牧内さんと同じように、全県的にというふうにやっていかないと、やっぱり進まないんだろかなというふうな意見の持ち主です。

事務局

私どもの方でちょっと釈明じゃないですけど、どういうつもりでこの骨子の修正部分を作ったかということをお聞きいただきまして、それで文言、ご修正の方をお願いできたというように思います。

当初、この市町村の申し出を受けてという形で、何か県が後ろにいて逃げているように見えるということがありまして、地区の説明会でもそういった部分でのお話をいただきました。ということで、県が主体的に動くんだよと。実情、

どこのエリア設定によりまして、その隣のエリアとの24時間営業の差というのは出てきますので、それはもう致し方ないだろうという。

例えば、ある特定の事業者のところからお話があれば、県が全県でこうやりたい、一緒に協定を締結させていただく。それが、例えばどこかの地区で、この風景は非常に自然豊かなので、自販機を置きたくない。例えば、そういうことになったときに、そこに置いている自販機メーカーだけかもしれないけれども、撤去してくださいということで、もうここには設置しませんというコンセンサスが得られたら、それはその地区とその事業者とで協定を締結していただければいいんじゃないかと。

そのことを県が逃げるというのではなくて、適正なサイズで協定が結べるように、つまり、それが焦点がぼやけたと言われました、その実情なのかもしれないんですけども、一応県が主体的に、市町村というのは、これは地区の意向を受けて、市町村で適当と判断していただいて、県の方に申し出をいただく、あるいは、事業者でもこういうことをやりたいというようなことを、どのような方からいただいても県は前に出ていって調整を行わせていただくと。そこで合意ができたところで、合意をする当事者も決定させていただいて協定を締結させていただくんだと、そういう方向でやっていきたいということでございます。

先ほどお話ございました、この協定の部分については、ひょっとするとうまくいけば、ある特定の業者の方が24時間営業を県内では行わないということが想定できますけれども、それまでのところは自分たちの自主の削減努力ということになりますので、ここの協定の意味する部分は、非常に武器として大きなものになり得るのかなという考え方でございます。以上でございます。

ですから、趣旨は、気持ちはこういうことだということで、文言がおかしいということであれば、ご修正いただきたいと思えますし、考え方が違うということであれば、その辺も考慮していただいてお願いしたい、そのように存じますのでよろしく申し上げます。

高木委員長

いいですかね。

岡本委員

よく分かりました。それで、今度直した方の文章の中で、「県は24時間営業又は自販機に関して市町村又は事業者から申し出を受けた場合は」と書いてある事業者というのは、先ほど委員長がお話ししたような、個別単独のコンビニエンスストアの経営者というのも想定できるわけですね。

もしその方から申し出を受けた場合は、「関係者との調整を行い」というのは、これはコンビニエンス本部というふうに読んでもいいわけですね。

事務局

本部あるいは市町村とか地域ということはあると思うんです。

岡本委員

本部も含めていいわけですね、関係者に。

事務局

はい。

岡本委員

そこで協定を結ぶということだと、具体的にはたぶんいくつか事例があると思うんですが、コンビニの個別経営者で、24時間はとても負担できないからやめたいと、そういう事業者がおられて、さっき委員長の方は、フランチャイ



ズがそれを認めないという話だったんだけど、フランチャイズに対して事業者から、私はコンビニは続けたいけど、24時間はやめたいんだと。ついては、コンビニのフランチャイズの本部と県が仲介をして、協定の労を取っていただけますかと言った場合にも、これはこの条例で対応できるというふうに見えていいですか。

事務局

その事業者のサイズをどうするかという部分、例えば、事業者、そこでやっている方は市町村の方にご相談に行くこともあると思いますので、県の窓口は開いておくということでは結構だと思います。

黒沼委員

すみません、ちょっといいですか。  
それで私は了解したということで、次のところにちょっといいですか。

高木委員長

ちょっと待ってください。

黒沼委員

このところ。じゃ、いいです、いいです、それで。

高木委員長

まず、どうですか。いいですか。

岡本委員

今私が申し上げたとおりのことが、この条例で対応できるんだとすると、一歩進んだかなという感じはしますね。修正前の形のときの、市町村にとにかく地域から言ってきてくださいといったときに、じゃ、我が市ではどうするのかな、そういうことができるのかなと考えたときに、みんなが様子見になって、なかなか動いていかないのではないかなと、もう少し県が呼び水の的なことをしないと無理なのかなというふうには思っていたんですけども。

黒沼委員

私、やはりこれは業者の方のご意見を拝聴していてすごく思ったんですが、やはりこれは、県民が買うという、そういうふうに販売できるという、買う人がいるから来ているという、そういう側面があるという、需要と供給のバランスで、絶対的な多数が24時間の営業を求めていると、だから、撤退できないし、市場の原理に従って設置していると、そういうふうに強く思いました。

それで、どういうことが一番なのかといたら、うんと細かく、それで、皆さんのモラルに、県民の皆さんに、これはいけないなと思うような、そういう形で提示するというのが一番重要だということを思ったんです。というのは、例えば自販機だったら、たばこの24時間をずっとそのままいるということと、それから、寒いところの屋外設置が、それは本当に意味のない、無駄なエネルギーを消費しているというのは、皆さんがコンセンサスを得られる問題、この2つは自販機メーカーの人たちだって、これは了解できて、直ちに研究を始めているんだろうと思うんです。

今日のニュースでもありましたけれども、こと青少年が買うか、買わないかという問題と絡めると、やっぱりそれはあれなので、だけど、設置時間を短くするということは、長野県では絶対にしていかなきゃいけないという、それで、あんなような形で今日出ているニュースの、たばこの自販機を年齢別に青少年には売らないということではあるけれども、24時間設置してもいいだろうということも書いてあったんですけども、そこは長野県独自のことはできると思います。

それから、あと、24 時間のスーパーなんかでたばこや酒をそのまま販売しているとか、それから、ここに書いてある7ページの青少年の育成と絡めてほしいという、そういうご意見がありました。私も全くこれはコンセンサスが得られて、24 時間そのままたばこや酒や、それからあと、エログロの雑誌類が買えるという、そういうところはどうかというところを問題提起するために、この協定の内容を非常に細かく、県民の皆さんに合意を得られるような形で、こういうテーマがあるよ。

例えば、最後のところに、青少年育成の販売にかかわる営業品目とか、それはもう皆さんのアイデアであれなんです。そういうように具体的にイメージが湧いて、そして、ここのところが協定できるように提案するというのがいいんじゃないかと、こんなふうに思いました。

橋爪委員

非常にいろんな議論が出ているんですけども、温暖化防止計画と青少年の話、いろんな話が出てきているんですけども、非常に言っていることは理解はできるんですけども、温暖化防止県条例の中にそれを入れるということになると、非常に難しい側面が出てくるんじゃないかなと私は思いました。

まずは、岡本委員が言われた個人事業者からの24時間契約を県や市町村が間に立ってやるというのは、本来おかしいなと、本来それは個人契約で、企業、実業を起こしたので、その契約は弁護士なり、何なり、その契約者が県とか、そういう公的な機関でなくてやるべきものを、公的な機関がそこに入るということになると、私は非常に難しいなと。

従って、逆はあっても、この地域は駄目よという、そういうことはあっても、その事業者が、個別に自分でその契約を結んだことに対して、それを公的なところが間に入ってやれるというのは、これは私はまずいなと、気持ちは分かりますけれども。

岡本委員

だから、できるんですかと聞いただけで。

橋爪委員

だから、それはできないようにしておかないと、県や市町村がそういう労を取りますと言うと、これはまた変な話になっちゃうと思います。それは、一事業者として、一県民として、この地域はそうしたいという、そういうふうに市町村に設置したいという、そういう地域に指定してもらいたいという、一県民として言うことはいいんでしょうけれども、個人の事業に対して、そのようにするということは、やはり非常に私は県、市町村が関わるべき県条例で、そんなところまでは規制はできないだろうなというふうに思います。

それから、黒沼委員の言ったことは分かるんですけども、ここに入れるんだったら、もう少し前文のところちょっと入れないと苦しいかなと思います。ただ言っていることは分かります。

黒沼委員

分かりました。ただ私は、地球温暖化のことだけで合意を取るのには非常に難しいということ、2つクロスさせないと、難しいなということを感じました。

高木委員長

使えるものは何でも使えないかということですね。

川妻委員

ちょっといいですか。ここの7ページのところに、ちょっと字句があるんですけども、既に景観協定、公害防止協定などがあるところはどうかという意見

がありましたけども、これはさておいて、私がこの条項について考えていたのは、この地域、ある集落であったり、あるいは生活圏の中で、自分たちについて、いろいろまちづくりの問題を点検をし合ったり、いろいろ議論をし合った中に、1項目、24時間スーパーがあって、そこがどうも問題になったと、あるいは自販機が問題になったときに、そのときに、この場合にはおたくが問題だから、そこに問題を広げるという意味じゃなくて、地域住民がこの問題については何とか解決をしようという議論が成立したときには、その居住区で市町村にまずこういう議論をしたんだということで、たまたまこういう条例もあるから、仲介の労を取って、協定を、ここに調整と書いてあるけど、話し合いをするように持っていってくれないかという話をすると。場合によっては、市町村がまたがる地域に仮になった場合には、そこに県が入って、一緒に議論、調整をすると。

そして、その事業者と調整をして、成立した場合には協定をして、この場合には、ここはなくすなり、制限するなりということがあり得る。そういうことで、この部分は実行を期待するとか、やっぱり問題になっている当事者が、ここの問題については一般論じゃなくて、こうしようよということのアクションを起こさないと、物事は始まらないし、そういうことを想定してこの字句に、この前のやつだとちょっとその辺が分かりにくいので、こういうふうにして、あえてここに僕は加えるとすると、この場合には、市町村、事業者からの申し出ということになるので、これは、県民も主体として認めているわけなので、この自販機、24時間について、県民及び市町村または事業者からというふうにして、場合には調整をするんだと、で、協定を結ぶことができるんだと。これは一般の景観協定や問題があるところとの公害防止協定を結ぶのと同じなんです。そういう性質で、これを取り扱うということなら現実的だし、可能性は大いにあると思うんです。これを全県というふうになると、ほとんどこれはもうなきに等しいというふうに言わざるを得ないと思います。

高木委員長

広域のどこかのチェーンと県が結ぶということに関してはいいですね。それはいいですね。私もそういうふうを考えていたわけですが、ある特定の地域、地域というのは市町村みたいな大きな地域ではなくて、もっと狭い、3丁目15番地とは言いませんが、非常に狭い地域の中でそういう問題を、もし必要に応じて取り組んだ場合は、何とかしてそれをすくい上げる方法はないだろうか。市町村単位までまとまらないとすくい上げられない、県までまとまらないと、それは吸い上げられないのではなくて、もっと非常に狭い地域でそういうことをまちづくりの一環として考えたときに、それをこの条例の中の24時間営業の項目ですくい上げることができないかという意味で、私はこの事務局とお話ししたときも、こういう文章でいいんじゃないですかという話をしたんですが、まず、そういうことをすくい上げる必要はないという方はいらっしゃいますか。というのはいないですね。それはいいですね。あるか、どうかは別として、牧内さんはそれは難しいとおっしゃっているみたいだけど、でも、すくい上げちゃいけないというわけではないでしょう。

牧内委員

もちろんそうです。

高木委員長

それを、すくい上げる文章で、なおかつ、そのことに対して、前のオリジナルのは、市町村にボールを投げていくみたいな感じがあったから、それはまず

いから、条例を作っているのはあくまでも県だから、県が前面に立ってそれはやりますよという、ただ調整をする段階で市町村にも入ってもらうことはあり得るわけですね、もちろんね。

というようなところまではもしコンセンサスが得られるならば、例えば、修正の文として、「県は24時間営業又は自動販売機に関して県民、市町村又は事業者から申し出を受けた場合は、関係者との調整を行い、事業者と協定を締結する。」だったら、問題ないかなと。どっちもすぐえるかなという気がするんですが、地域というのが分かりにくいのは確かにそのとおりなので、本当は地区という言葉を残したかったんですが、下手に残すと分からなくなるという意見もあるので、例えば、一県民が申し出てもいいのかという話になると、それは調整の段階で、周りが反対していたら、それは実現できないわけですから。一県民がもし県に申し出て、それをいちいち県が市町村や近隣の住民とかを呼んでどうのこうのとか、えらいワークが大変になってしまうんですが、あまりそういうエキセントリックなものは出てこないであろうと。ある程度地域の中での合意を得た上で上がってくるだろうということですよ。県民を入れるというのはそういうことですよ。たった1人でも県民は県民ですからというような問題が出ちゃうんですが、でも、それをきちんと決めるのはたぶん不可能で、3人以上とか、そういうものでもないでしょうから、今言ったような文章でこの部分をまとめられないかなというふうに私はちょっと考えていたんですが、いかがでしょうか。

岡本委員

これは条例なわけですから、いろいろに読めるということだとまずいと思うんです。それで、先ほど私はかなり拡大解釈をして読んでみたときに、個別の事業者が、つまり長野県の条例の中で24時間の問題をとにかく項目として挙げるといことは、長野県は温暖化対策として24時間の営業をなるべく将来に向かって、これ以上増えないように、あるいは、少し整理をしてほしいと、これは長野県の温暖化対策の中で重要な課題であるということを経験しているということは確かなんですよ。

その位置付けていることに対して、実際のフランチャイズの個別の営業している方が、私もそう思うと、これはとても大変だから、常々やめたいと思っていたんだという人が、先ほど申し上げましたけども、事業者が申し出をして、関係者、つまりフランチャイズと調整を行ってくださいというふうに県の方に、この条例をそういうふう読んでいった場合に、それは対応できるのでしょうか。できるんだとすれば、新しくひとつの行動が広がっていくきっかけになりそうですねという意味で言ったんです。

それで、橋爪さんは、それは県がかかわらない方がいい問題じゃないかというご意見だったんですけども、その辺をちょっときちんと整理しておかないと、ということですね。

必ずしもいけないのか、そこまでむしろやれるんだったら関わりましょう。

事務局

条例の趣旨からすると、何人もということで、広く懐を広げたいということとは言えると思います。ただ、先ほど橋爪委員からお話がありましたように、私契約のところまで県が踏み込んでいってもいいのかという問題もありますので、ほかのものでもあるように、一定規模とか、具体的に動かす段階の、その線引きというものはまた考えさせていただきたいと思うんですけども、基本的にはそういう営業をやめたい方の相談には応じて、なるべく希望がかな

うようにというのは原則ですので、ですから、それと、踏み込んでいけない領域と、その辺をちょっと整理させていただきまして、進めさせていただきたいと思います。

ですから、これは気持ちは皆さんにということでご理解いただきたいと思います。あとは実務上といろいろな部分の兼ね合いで考えさせていただきま

岡本委員

分かりました。だから、県が仲介して白黒つけるという話ではなくて、ご意見をお聞きしたり、そういうこと、むしろ逆にそういった窓口を開けておけば、そういうことが頻繁にあるのか、あるいは、非常に個別で特殊なことなのかというふうなことも把握するチャンスも出てくるわけですし、今のお答えで後日、そこら辺の議論を考えたらいいかなというふうに思っています。

そうだとするならば、この字句の修正のままで私はよろしいかというような意見です。

高木委員長

あまり切らない方がいいですよ。

牧内委員

私は今の事務局の方のご説明を聞いて、余計よく分からなくなっただけですが、条例の中にうたい込む協定なんですよ。条例からちょっと離れちゃうんですよ、協定ですから、ご当事者の契約ですから。一方で、橋爪委員がおっしゃられたような、私契約、経済行為の問題、かなり難しい問題だと思うんですよ、実は。

一方で、今お話のような、具体的に動かしていったときに、これがどうなるのかというのが、かっちりしたものがない以上、やっぱりもう少しこのところは議論をして、こういうことをするということで条例の中にうたわないと、ただ協定をやりますというだけじゃなくて、どういうことをやるのかということが見えていないと、これはちょっと問題じゃないのかなというような気が余計いたします。

高木委員長

どうでしょうか。今の契約の問題に関しては、私の考えだと、例えば、どこかのオーナーさんが24時間をやめたいからどうしたらいいだろうかという相談を県にする。そのときに、県としては、あなたの住んでいる地域でそのことについて話し合いをしていただいて、地域の中のコンセンサスを得た協定の主体になる組織をつくれませんかということを指導していただいて、オーナーさんがそこに住んでいらっしゃる方だったら、周りのうちに対して、私はこうこうで、こうだから、全然お客も来ないから、24時間をやめたいんだけど、こういう協定を結ぶことはできないでしょうかということを周りの町内会が何かに相談をされて、「それで、いいんじゃないの」ということになったら、今度は地域が県に対して言うことができるわけですから、主契約の問題じゃなくなりますよね。

それでいけないかなんと思っはいるんですけど、それでも問題ですか。

橋爪委員

上條先生がいれば分かるかもしれないんですけども。

私はどうしても、ここの、非常に気持ちは分かるんですけど、私は県だとか、市町村がそういうことまでやるんだということを書いて、ましてや協定まで結ぶことに関与するということは非常に難しいことじゃないかなと思います。あ

くまでも、結論は出さなくて、口添えはしますよというぐらいのことしかできないんじゃないかなと。それはいいと思いますけど、そういうことだと、ここに文言として書けないんじゃないかなということと、ここで書いてあるのは非常に難しいことが、「関係者との調整を行い」で、調整まではできない。関係者の意見を聞いても、調整は私はできないと思うんです、たぶん。調整というと、意見を一応整えるということになると、こちらの人とこちらの人の意見が違うのに、それを整えるということは、私は県だとか市町村はできないなというふうに思いますので、これは、気持ちとしては分かるんですけども、かなりきつい文言になっちゃっているんじゃないかなというふうに思っております。

従って、あくまでも先ほど言ったような形の方がいいんじゃないかなと。いいんじゃないかなというのは、地域だとか、そういう形の調整を受けて、関係者の意見を聞くだけで、調整をするんじゃないかと、意見を聞いてから県が、市町村が、ここは地域に指定するよというような形にしないと、調整は、変な話をする、私はやりたいと言っても、この地域はそうじゃないという人が1人でもいれようまくいかないということになるので、私は調整という言葉がちょっと気になるんですけども。かなり積極的にそういう指定をしていった方がいいと思っているので、言っているんですけど、そんな意見です。

川妻委員

このところの一番の基本は、やっぱり県民の中にこのことについての疑問や現状よりも変えた方がいいんじゃないか、あるいは、新しくこういうものが設置される場合には、それはちょっとノーと言った方がいいのではないかと、そういう住民の意思、行動、それが地域の一定の合意になったということが前提なんです。合意になって、ある集落、居住区、商店街のどこかとか、そういう生活レベルでいったときに、市町村にも申し出て、県が、場合によっては間に入って、その事業者と協定を結んで、それが破られないようにお互いに守り合うという、そういうことだと思うんです。

だから、前提になっているのは、誰かが一生懸命、こうですか、そうですかというんじゃないかと、住民意識が主体的にその地域についてはこういうふうにしてしようという意思が働いて、その合意が成り立っているということなんですね。僕はそういうふうに理解しています。それがなければ、簡単にできないわけです。

そういう道を、ただ住民が、一定このことは反対だと言っているだけじゃなくて、そういう合意ができたならば、それをきちっと受け止めるというのが市町村あるいは県の役目ですから、それを事業者との間に入ってきちっと議論ができるように、それで議論が成立しなければ、それはまだずっと続くわけですよ。

だから、前提となっているのは住民の合意であると。これは、だから、さっきも言ったように、この景観を守るために5階建ては駄目ですよという住民の合意ができたときに、景観協定を発揮するんですよ。あるいは、この事業者の事業活動について、事業者と協定を結んで、それをみんなで守らせるようにしましょうよといったときに、公害防止協定が成立するわけですから、それと同じ趣旨なんですよ。

そういう趣旨でこの問題について、そういう措置をつくっていくという、そういう趣旨じゃないかと思うんです。それがなくて、県や市町村が間に立って調整をするというようなことは、実際にはちょっと簡単ではない、無理なこと

だと思っんですけどね。

黒沼委員

「申し出を受けた場合は」と書いてあるから、いいんじゃないですか。

橋爪委員

合意ということは、100%なのか、80%なのか、60%なのか、非常に難しいことだと思います。先ほどの景観条例もそうなんですけども、5階建てを賛成の人も少数でいるうんぬんとなったときに、非常に難しい問題だと思っています。私は、ですから、非常に調整とか、いろいろ難しいことがあると思いますけれども、やはり合意とは多くの人の意見になるかと思っんですけど、今合意という言葉で、多数の人間を尊重されるような形でそのことを支持するような雰囲気でない、なかなか難しいかなと。

例えば、何々地区と言っても、100戸あれば、全部はやっぱり無理だと思っんですよ。だけど、100戸あるうち、90とか、80とかいろいろすれば、もうそれはやるべきじゃないかなと思っんですから、なにがしかそういうようなこと、合意なのか何なのか、そうすると、調整という話が出てくるかもしれないから、難しいなと思っますね。

気持ちとしては、たぶん同じ方向をみんな向いて、1点文言だけの話のような気も思っますけれども、ある程度のところまで行ったらやるというようなことに、要はしたいわけですよ。

高木委員長

例えば、地域って、どれぐらいのエリアからを地域って言うのとか、今の、合意は、じゃ、どうやったらいいのというようなことに関しては、これはもう条例の中でどうのこうのと言うことではないと思っるので、ですから、この条例の、少なくとも今の骨子の段階では、先ほど私が申し上げたように、県と事業者が、もし24時間とか、自販機に関して協定を結ぼうということ合意したら、結ぶのはオーケーだと。それは皆さんいいわけですから、それで、それはまずちゃんと分かる文章にしよう。

それから、もう一つの、今問題になっているもっと小さい単位での申し出があったとき、それはいろんな意見がございするので、地域としての事業者、地域が主体になってそれを申し出た場合には、要するに、その地域がというのは何なのと言われると困るんですが、そういうようなときにも何か網の目から落ちないですくえるようなことがここに書いていれば、取りあえずはいいんじゃないでしょうか。それ以上細かいことをここできっちり決めようとする、それはたぶん骨子ではなくなってしまうような気がするんですね。

骨子を出した段階で、具体的に、じゃ、どうやったらいいのというようなことをたぶんまたこれから意見交換、説明会をする段階で、具体的にどうやったら地域はそういうことができるのというようなことが出てきたときに、また検討事項に入ってくるような気がする、どうでしょうか。あまりここで時間をかけ過ぎるのもあれなんです、言葉の問題だというふうに橋爪さんはおっしゃっている、何とかここに関しては委員長一任は嫌なんです。コンセンサスを得たいんですが、どうしようもないからしょうがないですが。

例えば、左にあるオリジナルのものよりは、右の方が市町村が何もかも押し付けられたという印象がなくなっていると思っるので、それは右の方がいいだろうと思っんですが、その中で、あとはどのような文章にすればいいのかについて、ちょっと頭を、そこに焦点を絞ってお話をさせていただけるとありがたいんですが。

黒沼委員

委員長一任で。

牧内委員

一言だけいいですか。

言葉の問題じゃないというふうに私は思っております、つまりこの条例でもって規定をする協定、ここで何をやろうとするのか。県の条例ですから、県がここで何をしようとするのかというのをきちんと明らかにしていただかないと見えにくいなというふうに思うんですね。

何度か言っておりますけれど、やっぱり県レベルで、広域レベルで、例えば、具体的なイメージとすれば、業界団体と協定を結んで削減をしていこうという大きな流れをつくっていただかないと、小さな市町村、地域、地区にとってもそれはなかなか難しい話だと思っております。委員長さんが例として挙げているのは、たぶん幸運な話で、それだけ地域としてまとまっていて、事業者も納得しておれば、協定を結ばなくても、ここでもって協定を結ぶというのは、結局、県の条例でうたわなくてもお互いの契約ですからできるんですよ、地域レベルの契約というのは、協定というのは。

だから、県レベルでやっぱり何ができるのか、県として何ができるのかということ想定をした協定であるべきだというふうに思いますし、それを明らかにしていただくことが大事な議論を深めていくことになるんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

高木委員長

今のご意見は、県レベルで事業者との間で協定を結ぶのはいいけれども、それ以外のことはやらない方がいいという意見に聞こえてしまうんですけど、私は、違うんですか。

橋爪委員

じゃないと思うんですね。できるのかなという感じでしょう。

高木委員長

要するに、ここでやれる道を残すことでいいですかと、私が伺うと、そうではないとおっしゃるのであれば。

岡本委員

文章を二本立てにしたらいい。

高木委員長

もちろんそうなんですよ。

岡本委員

だから、今牧内さんがおっしゃったように、県はこういうことができますよと、細かいところでは、市町村は、あるいは、地域はこういうことができますよというふうに二本立てにして。

橋爪委員

牧内さんはもっと違うことを。条例で、市が事業者と協定を結べなんていう条例を県の条例で作るなんていうのはおかしいんじゃないかということ言っているような気がするんですけどね。

高木委員長

市で話し合うじゃなくて、地域が。

橋爪委員

だから、地域だったらいいんですけども、ここは広域でうんぬんということだったら、県が関わるのはいい。市町村だと、本来市町村の条例なり、何なり



で規制できる項目なのに、市町村でその事業者との間を取って、そのような協定を結びなさいというのを県の条例で言うのは、県と市の何とかと、この前も出たような、そういう話から言って、ちょっとおかしいんじゃないかということを行っているんじゃないですか。

牧内委員 実現できないだろうという・・・。

橋爪委員 小さいところでは無理だと。

川妻委員 小さいところでは無理だと、無駄だと。というか・・・。

牧内委員 せっかくの広がりにつながっていかないという気がするんです。本当に仕組みとして生かしていくためには、やっぱりくだいですが、小さいという特殊性、地域性というよりも普遍的な、CO<sub>2</sub>をどこで減らしても同じなわけですから、やっぱり小さな、いわゆる1つの事業者がこれを機会にやめようと言うならば、それはそれで、きちっと県レベルで評価ができる、取り組みとして評価ができるという仕掛けさえ持っていればいいわけで、私は第一義的には、今までの議論の中ではやっぱり県レベルでもって、フランチャイズ形式がほとんどですから、やっぱり業界団体とやっぱり一定規模以上というのはどこになるかは分かりませんが、ただそれだけで終わらせるんじゃないで、協定というのは、もう少し柔らかな取り組みをしていこうということなので、そういうことが反映できるような県としての取り組みというものを明らかにして作った方がいいんじゃないかなというふうに思います。そもそもこの行の読み取り方がちょっと違うのかなというふうに思うんですけど。

高木委員長 どうでしょうか。どうしたらいいのか、全く分からなくなってきてはいるんですが。

諏訪委員 長野県だけで24時間営業のときというものが、私には外から来ているのでよく分からないんですけども、個別、小さいところから動かしていく、それから、大きなところから動かしていく、やっぱり両論併記でいいと思うんですね。もちろん私も、例えば地域の方で自販機等のニーズが大きいですが、道路に、例えば、  
を作るための市民活動などを拝見していますと、これを国土交通省まで持って行って、話を戻さなきゃなくなる、本当に大変なんですね。地域で何らかの合意ができていさえすれば動けるといふそのシステムがあったらいいのにと何度思ったことかありません。

ですから、そういった項目があって、県が、主体的に意見調整なり、意見聴取なり、調整なりを行っていただけるのかというのは、とても頼もしいことですし、前向きなことだと思うので、ただ、牧内委員さんがおっしゃるように、個別のところから積み上げたのでどれだけ効果があるのかというのは、それはそれで分かる議論ではありますので、そこはもうそれこそ岡本委員がおっしゃったように、両論併記というか、言葉の上ではこういうふうに対応するけども、県としての方針として何か明らかなものを検討するということはやってほしいなと思いました。

高木委員長 とすると、こここのところの趣旨は何でしたっけ。じゃ、どうでしょうか。

両論併記、要するに、マクロな広い、広域で県と事業者が協定を結んで、24時間また自動販売機に関するいろんな協定を結んでいこうということを、それは市町村も何も関係ないわけですから、県は24時間営業または自動販売機に関して、事業者、関係者という言葉は訳が分からなくなりますね。事業者でいいですね。事業者との調整を行い、協定を締結することができる。協定の内容としてはこういうことですよということと、それはいいですね。

もう一つ、狭い、そうすると県がやっているんならっていう、もし事業者が我々がいるのではないかという、それで牧内さんは無理だとおっしゃっているわけですが、ボトムアップの方の流れを「地域で24時間営業又は自動販売機に関する協定を締結する希望がある場合は、市町村を通じて県はその申し出を受けて、関係者の意見を聴取し、事業者と協定を締結する」みたいなことを入れるかどうかですね。今の文章がいいかどうかはよく分かりませんが。

川妻委員

今提案されたようなことを2項目として残して、これは住民自身の主体的な動きになれるというか、実際にその地域地域で起こってきた場合には、県がそれを受け止めて、その地域の集落の人たちと事業者との話し合いの労を取って、それで提携を三者で結ぶというふうな、そういうことにしておけばいいんじゃないでしょうか。

そのときに、協力を市町村にも頼むと、中身的にはね。できればそうしてくださいと。そういうことは、これからいろんな地域地域のモデルというか、実際につくっていく上では1つの、実際にこれまでもこの問題についてはいろんな住民からいろんな意見が上がってきているだけに、その人たちの活動を期待するといえますか、そういう仕組みはあってよいのではないかと思いますね。

高木委員長

よろしいでしょうか。実際にどうだというのはちょっとまた別な問題として、その2つの意見を事務局としては大体どんな文章になるかというのはある程度お分かりいただけたでしょうか。トップダウン型のとボトムアップと両論を書くんだよと。そこでは、市町村はどちらかという、ボトムアップのときに、どの地域がこういう希望が出ていますよということを一きなり県に言うのは言いにくいから、それを受ける1つの通過点、もちろんいきなり県に言ってもらいたいということで、あと、必要があれば、もちろん協力をお願いすることはあるでしょうけどもというぐらいの書き方にさせていただいて、市町村に対しては責務があまりかからせるようなことはなく、なおかつ、ボトムアップができるようなことを、一応ここには書いて残しておきたいという意見が、どちらかという和多いだろうとは思っているので、完全なコンセンサスではないかもしれませんが。

じゃ、すみません。そういうことで進めさせていただきます。どうでしょうか。一休みしますか。

川妻委員

休憩。

高木委員長

20分まで、じゃ、一休み。

(休憩)

高木委員長

リフレッシュしていただけたでしょうか。では続けたいと思います。

24 時間のところに関しては、一応意見は出尽くしているだろうと思いますので、一応終わります。

8 ページのところ、エネルギー供給事業者の話がございまして。エネルギー供給事業者に関しては、LP ガスとか都市ガスの事業者の方から、ガスに要するにバイオガス等の再生可能エネルギーを混ぜることはできません、というご意見は伺っております。そこところは皆さんお判りいただいていると思います。

事務局の案としては、それはそれではしょうがないのだけれども、とりあえずエネルギー供給事業者は、エネルギー源の種類が分かるものを作成し県に提出し自ら公表する、この部分に関しては、別に変更しなくてもいいのではないかと、何も入っていないとオリジナルのままですという報告でも、もちろんいいわけですから、それでいいというのが事務局としての修正なしの案になっているわけですが、この辺はいかがでしょうか。

中部電力からは、エネルギー源の種類が分かるものの部分を、削除していただきたいという意見も出ていますが、これに関して意見交換を受けた今の段階としては、骨子はこのままでもよろしいということなるのですが。

それでは一応 9 ページ、10 ページの途中までですね。10 ページの後半の部分から交通の話が出てきます。こここのところも、事務局の案としては、交通に関しては特に何も修正は、なしというようなことで、13 ページまでいくとありますが、とりあえず 10 ページ、11 ページの辺りは、なしということで出ていますが、この辺りについていかがでしょうか。

黒沼委員

はい。「県民は自動車から公共交通機関や自動車への利用転換を行う。」という、というふうに書かれていて、説明会でここからそうですね、145 から 153。県民の努力だけで公共交通機関に利用転換できるかということで、やはり総合政策は必要だ、というそういうご意見が、圧倒的に多いというふうに思います。私何回か、「個人の努力だけでは、公共交通機関に利用転換できるのは不可能だ」ということで、もうひとつ TDM 政策か、あるいは広域的な協議会をつくる、というそういう付帯項目をつくるべきだという、提案をさせていただきました。

この県民の説明会とご意見を受けて、もう 1 回そのことを提案したいと思います。その内容は、こんなふうに私は考えますがいかがでしょうか、ということをご提案させていただきます。「県は、21 世紀の持続可能な総合的交通政策についての研究会を立ち上げる。」という付帯項目を、これつけてこういうふうに政策を転換するんだということを、付帯項目で明らかにしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

岡本委員

もう一度ゆっくり言ってください。

黒沼委員

県は、21 世紀の持続可能な総合的交通政策についての研究会を立ち上げる。

高木委員長

今、交通、要するに自動車から公共交通機関等への利用転換を図ります、のところに関しては、要するに努力義務として県民はそうにしようよということを書いているだけなんです、県の責務として、これをしろというのはなかなか難しいだろうから、総合的交通政策、広域的総合的のどちらでもよいかもし

れませんが、そういうような市町村レベルではできないことが、公共交通に関してはいっぱいありますので、そういったことについてきちんと、調査研究をする研究会を立ち上げたという意見でございます。いかがでしょうか。

事務局

いいですか。

高木委員長

はい。

事務局

すみません。前の方で調査研究というのがありまして、ひとつご相談なんですけども、ちょっと施策部分に踏み込んできておりますので、報告をいただくときの付帯意見として、検討会からこういう施策をしてもらいたいと、そういった部分の中に盛り込んでいただいたら、いかがかなと思います。

つまりせっかくいただいた意見ですので、県はこうすべきだと、政策としてこういったことをやれといったことで、この条例の中に入れるのは、ちょっと難しいのかなという気がいたしますので、委員さんの総意としてこういう意見、こういう施策に取り組みと、この条例の実現をしていくためには、欠かせない取り組みだということで、付帯意見とかでそういうところで処理をさせていただければ、大変ありがたいかなと思います。

ですから黒沼委員が言われたことを無視するというのではなくて、特出しでお話をさせていただければと思います。またご返答をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

高木委員長

はい。今事務局からそういうふうにいわれました。いかがでしょうか。

黒沼委員

私もその条例に、この付帯項目を入れるということでは、少々迷いました。どういう形でやればいいのかということは非常に考えました。ただ「ガソリンの原油価格が非常に高騰している」とか、あるいは「環境税がかかりそうだ」とか、「国の政策で交通政策についてどうも検討をしようとしている」、それから、「市町村合併によってやはり山村の高齢者や社会的弱者と言われる人たちに対する交通政策を計画している」背景があります。また、合併に伴って交通政策検討会を立ち上げるということも聞いたものですから、市独自でやられるのはもちろんいいのですが、その周辺の市町村についての、広域的でかつ総合的なそれこそ5年10年ではなくて、20年30年後の長野県の交通政策がどうあるべきなのかということは、早急に必要なのではないかと、そのように思ったものですから。

「地球温暖化防止街づくり検討委員会」の研究会を、それを提案しないのはなぜなのかというと、もう少し先ほどの話ではないですが、長野県独自では車に依存しない、車から出るCO<sub>2</sub>を削減する、というそのテーマをすごく絞っていったって、そのテーマに創造的な施策ができれば、そうすればほかの住宅政策とか、地域循環型のエネルギーの問題や持続可能な経済政策というものも、そこから出てくるのではないかと思いますので、独自の課題としての交通政策の限定して、研究会を立ち上げるということは、どうなのかなと思い、しつこく提案させていただいているわけなのです。

もちろんそれで条例検討会でどうかということであれば、もちろん引き下げますが、これは重要な課題でありますし、これは早急にやらなければいけないのではないかと思いますので、特段しつこく言わせていただいております。

高木委員長

先ほどの事務局のご提案であった、ここの委員会の総意として、今、黒沼委員からご提案があったものを、提言していただくということによろしいでしょうか。

川妻委員

はい。私も賛成です。たぶんいろいろこう議論をずっと長くやっていると、条例の中に盛り込めるものは、非常に限定的なのです。予算も入らないし、ひとつの規則をつくっていくことなので、意味はあるのですが、非常に限定的にならざるを得ない。だけど議論した内容や我々のいろいろ提案していることは、もっと包括的というか総合的ないろんなものがある、いるので今、黒沼さんが言ったように、この議論をずっと積み重ねながら、最後には条例をつくるということと、検討会の委員の総意を幾つかにまとめて、温暖化問題に絡んで、こういうことを県に提言する、という提言の意見書を、しっかりしたやつをつくったらどうかと、私も提案したいことが幾つかあってそういうのを持ち寄って、全員、合意したやつは合意している、個別の意見なら個別の意見もそこへ付記するというのもいいかもしれません。合意しないものは、できるだけ合意にもって行って検討したらこれだというものを。思い切ったものを、ばんと出すというぐらいのつもりでやったらいいのではないかと、とそういうことを片方でにらみながら、条例には限定的にならざるを得ないところまで我慢をして、意志を表明するというふうにしたらどうかと思います。そうでなければ、こう……。

高木委員長

そういうふうに条例を、条例として進めていかなければいけないとして、本当はこういうことをやりたかったけれど、それは条例には盛り込めないからということで、別途この検討委員会として、その意見書のようなものをつけるということは可能ですか。

事務局

可能です。

高木委員長

可能ですね。

事務局

はい。

橋爪委員

私は条例に入れるべきではないかなと思っております。というのは今日、県民計画をベースに、2050年は50パーセント削減するという文言を目的に中に入れております。やはりそのためには、このままにしておいた例の県民計画からいえば、かなり長期的なあるべき交通システムというのは、考えていかなければならないし、どうあるべきか、というも描かなければいけない。これは簡単にはできるものではないので、これはしっかりこの計画、県民計画を実現するためには、入れるべきものではないかなと、これは黒沼さんがおっしゃるように、何らかの形でかなりしっかりしたものをやっていかないと、できないと思います。したがって、ぜひこの検討会でしたか、ぜひ大きな課題という形で条例の中に入らなければと、川妻委員が言われましたように、しっかり大きな課題として、これは当面のところしかないみたいで、将来に向けての位置づけはやっぱりやらなければいけないと私も思います。

牧内委員	<p>今出ている意見を反映するには、県民等は自動車から公共交通機関へ、電車への利用転換等を行う、という県民等という広いものプラスそういう環境整備を、県として行うとくっつけば、県自体の今言われたような方策というものを、努力義務にしてもいいです、義務にしてもいいようなものですけど、きっちりできるのではないかと思います。</p>
高木委員長	<p>なるほど。今のは、割と皆さん、うんうんとうなずいていらして、今の段階だと県民とはで始まっていてで終わってしまうわけですが、それを受けて県は、そのための環境整備を行うとともに、環境整備を行うでいいですね。変な研究をするみたいなことを書かないほうがいいかもしれません。というような文章を入れるというご意見ですが、それはよろしいですかね</p> <p>環境整備を行うことに関しては、県民は努力義務でしようがないけど、県に関しては環境整備を行うというのが努力義務になるのか、義務になるのか。</p>
黒沼委員	<p>義務でしょうね。</p>
高木委員長	<p>環境整備を行うということは、もちろん不可能なわけではないし、環境整備というのはかなり広い意味があるわけですから、その市町村等と協議をしながら公益的な交通政策に関する協議会を立ち上げて、その中で検討するということが環境整備の中にも入るかもしれませんから、義務としてもめっちゃくちゃな要求にはならないですよ。これまでやれという問題ですが。</p>
川妻委員	<p>そのような趣旨はこの骨子(案)のところには、趣旨として公共交通への利用転換進める、というようなことが書いてあるのだけれども、項目的に骨子になると、そういうことが抜けていくので、条文の中にどのように入るかは別としてというより、条文の中に今言われたような、このものを総合的な公共交通体系なり交通政策を、県は今からしっかり立てるのだと。</p> <p>それと同時に県民は、それを受けてそれを待つまでもなく、できる限りの利用転換を図っていく。というような文言が入った方が、説得力が出てくるのではないかと思います。それから県に対するひとつの課す、宿題を課すという、そういうものという。</p>
高木委員長	<p>言葉としては、先ほど県はそのための環境整備を行う、という簡単な言葉にしましたけれど、それよりもう少し踏み込んだ方がいいということですね。</p> <p>例えばどういう、「県は・・・」</p>
川妻委員	<p>持続可能というのは、いちいちここにあれしなくても、要するに公共交通体系の構築のための努力を行うとか、いうふうなそういう趣旨ですか。</p>
高木委員長	<p>いや趣旨はわかりますが、文言が、言葉がわからない。ここの場としてはできれば答えが。</p> <p>はい。</p>
宮本委員	<p>すみません。</p>
高木委員長	<p>それはオンにしばなしにしましょう。みなさん。</p>

高木委員長

すみません。今、黒沼さんから意見が出て、環境整備を行うというような方向になっているんですけども、実際に可能かどうかということも冷静に考えてみたほうが良いと思います。それは必要だと思いますが、行うということはとても義務、きつい言葉であると思うのです。ですから検討をするとか、川妻委員ももっと踏み込んでおっしゃったんですがいかがでしょうか。

黒沼委員

この間、環境保全協会の会長の さんから公共交通機関を、システムを変えるということは、とても難しいというご意見が出ました。その発言の影響力は、大きいなと思ったのですが、例えばヨーロッパで 1980 年代が、まったく日本と同じように、車に依存する社会であったわけですけども、石油が思うように使えない。しかも車は駐車場を確保しなければいけない。保険に入らなければいけない。維持するためにいろんなメンテナンスを、考えなければいけない。非常にコストの高い乗り物で、それをずっと使い続けることは、非常に人生の何十%リスクを背負うことになります。しかし車に依存しなくても、例えば、乗り合っていけば車の台数も減らすことができるという、そういう効率な方法を模索し、ヨーロッパなんかは 20 年かけて交通システムを変えていったわけなんです。

このように賢い合理的な政策転換で、例えば、車の乗合やカーシェアリングネットワーク作りを NPO ですとか、1 台で営業日に利用する人と週末に利用する人のニーズを合わせて、カーシェアリングをするシステム作りを NPO が行うとか、また、カーシェアリングと公共交通料金のセットチケットを安くするとか、そんなふうにシステムを変えたわけなんです。

その結果、街にはトラムが走り、大勢の人がそれを利用し、郊外にあるパークアンドライドに駐車をして、できるだけ車に依存しない社会をつくり上げたわけなんです。そういうことを思い切って日本ならびにアジアでやらない限りは、CO<sub>2</sub>は削減できないと。思い切って変えたヨーロッパのモデルを、そのまま持ってくるのではなくて、創意工夫をして、長野県に持ってくることは、不可能かどうかということも検討する必要があるということで、ここに思い切って盛り込んでみましょうと提案をしたわけなんです。

宮本委員

趣旨には賛成なんですけど、実際問題として長野県は、山が多くて都市部に暮らしている方のみではないと思うのですね。ですから行うという文言がきついということであって、これを検討していくということは、私は悪くないと思います。やはり地域にあったものを実現性のあるような形で文言をつくっていったほうが良いかなと思うのです。

高木委員長

この後のところもあるので、あまりこの細かい文言のところでは止めたくないの、県はそのために何かをするということに関しては、ぜひ検討をしよう。具体的に例えばそのための環境整備を行う、という文章を入れられるのか、入れられないのかということに関しては、事務局と相談させていただいた上で、今ここで事務局に急に回答を求めるのは難しいと思いますので、最終的には、一任していただかなければならないスケジュールには、なっているわけですが、できる限り前向きな、なおかつ実現、ここに載せることのできる文章で、なるべく前向きなもの載せるということでお認めいただいて、進めたいの、いかがですか。

諏訪委員 環境整備という言葉自体で、既にかなり広い意味になっているので、これが必ずしもインフラ整備とは限らないわけですね。これで十分かなり譲歩してもらっているんでしょ。

黒沼委員 そうです。私としてはもう相当な・・・。

川妻委員 利用転換を図る県民とは、この後に環境整備というだけでは意味がわからないので、「県は公共交通体系の整備に取り組む。」というような同じように努力義務として課すと。実際にこの間から交通（政策）課の方でもそうですし、県としてはまだ具体的なものには、なっていないけれど目指す方向はそういうことはやっている。公共交通の研究協議会などがあって、地域ごとにも展開しようとかやっているわけなので、それをもっとこれを県民に出すだけに力を入れて、本当に本格的に、公共交通の体系を整備するとかということを、しっかり出したほうがいいのではないかと思います。

岡本委員 答えをいいます。「県はそのための公共交通環境整備・・・。」

川妻委員 「公共交通体系の整備に取り組む。」

岡本委員 「公共交通体系の整備に他の主体と共同して取り組む。」ということでしょうか。県がやるべきだと。

川妻委員 共同しなければできないことは、はっきりしているのから、県がやるということをししないと、そういうことで県民を利用転換を同時に図っていく。

高木委員長 「県はそのための公共交通体系の整備に取り組む。」ということが今のお答えだそうです。自転車はどうするか。自転車に乗っている人は・・・。  
公共交通等、公共交通体制の整備等にということですね。

橋爪委員 体系です。

高木委員長 体系ね。

川妻委員 電車を含むとか括弧してね。

岡本委員 いや。そこまでいらぬ。

高木委員長 その文章でいいのかどうか、今のをできるだけ生かしていただいて、最終的にまだ急な話なので、一応これで決まりとまではいかないかもしれませんが、一応これで進めたいと思います。  
次のところは、マイカー通勤とアイドリングストップの話ですが、12 ページはいかがでしょうか。後1時間では、1時間以内に黒沼さんは、お帰りになるという話なのですが、ちょっとスピードアップして、ここは特にそんなに問題ないということで、よろしいでしょうか。  
はい。それでは13 ページ。購入使用するという文章に対して、何でもかん



でも購入するのか、ということになったので、そうではなくて欄外にということ、使えるものは大切に使うということ、やっていこうとでこれはもういいですね。その下の13ページの下のところもよろしいですね。バス・トラック協会等からの意見は出ているわけですが、何%を毎年買い替えなさい、というDFPやハイブリット・低公害車は購入できないよ、というところは、そのまま報告していただいてもいいことになっていますので、それはそれでいいですね。

14ページの頭ののところもそれでOKですし、自動車販売業者のところは、むしろ自動車店協会さんは、非常に前向きなご意見をいただいていますので、これは問題ないということで、よろしいですね。

14ページの下のところですが、家電製品に関わる対策ということで、先ほどガス協会のあれが出ておりましたけど、例えばエアコン等に関しては、今は選択肢としては電気だけではないよと、エアコンをガスを使ってやるようなこともできているので、そのようなことも、ちゃんと趣旨に入るようにしてほしい、ということでそれを受けて、家庭等における省エネルギー性能の高い電気機器等の、というなどの省エネルギーの取り組みを推進、促進をします、というように少し文章は変わっています。家電だけではないという。

例えばエコウィル燃料電池というのは、家電販売事業者でよろしいんでしょうか。ここもやはり家電販売事業者等ですかね。

事務局

まあそうですね。家電販売事業者ではないですね。

高木委員長

こういったガスを使うようなものは、結局東京ガスとか県営ガス(現長野都市ガス)とかサンリンとか、そういうところで売っているわけですね。多分。

事務局

そのa、bのところはあくまでもまだ、家電製品のみになっていますので、一番上の趣旨のところでは、ガス、器具等も包含しておりますけれども、その下のa、bについては、現行の省エネラベルというものは、ガス製品等はフォローしておりません。その関係で、家電販売事業者ということで、等をつけると逆にガスとかが入ってしまうようなイメージになりますので、現在のところはそのまま、できたらと思っております。

高木委員長

そうですね。省エネラベルで現実問題としてガス等がガスなどをメイン燃料として、かなりいいものが出ているとすれば、それはフォローアップは不可能なんでしょうかね。

事務局

現在のところ対応していませんけれど、将来をにらんで条例ということは、等にするかどうかは規則に譲っていく方向も考えられますので、今、委員長言われたように検討をさせていただきます。

高木委員長

それでは、省エネラベルと、連動している部分もありますので、省エネラベルで今のエアコン、冷蔵庫というようなものに対して、もっと新しい物が出ているから、それも同じ土俵で比較するのはちょっと難しいですが、できるだけそれを努力していただいて、そうするとひょっとしたら今後、趣旨以外の部分も変わってくる可能性があるけど、とりあえず今すぐ返答ができないから、そのままにしておいてほしいという意見です。それを認めてとりあえず進めてい

くということによろしいですか。

15 ページは建築物というのが、住宅等と書かないと普通の住宅を建てる施主さんが、自分のことを言われているんだという意識が、認識が、出ないからそれを載せたらというご意見を、いただいたのでそのままそれを載せているわけなんですけど、これはよろしいんでしょうかね。

川妻委員

趣旨はよろしいんですけども、何々等何々と漢字が並ぶと非常に感じが悪いので、住宅をはじめ建築物の新築改築というふうには、言った方がわかりやすい。

高木委員長

はい。それはいいですね。「住宅をはじめ」、そちらのほうが確かにはっきりします。「住宅等」と言う場合より、「住宅をはじめ」と言う「住宅もなのだ」と。

その下の、一定規模以上の建築物に関しては、今後特に意見の交換の中でも、特にこれは困るということが、出ていませんのでこのまま。

宮本委員

すみません。ちょっと。お伺いしたいんですが。これを見ていくうちにちょっと疑問に思ったんですが、一定規模以上の建築物というのは、ひとつ単体で、ひとつの建築物ということなんですか。それとも例えば工場にあって小さいもの幾つもの、工場でなくて家でも小さいものを幾つもの、道路を挟んで同じ持ち主がつくっている場合、建築物として指定しますといいんでしょうか。単純な質問ですすみません。

高木委員長

たぶんこのままの言葉でいけば建築物は、一個一個になると思います。それは別扱いになると思います。

宮本委員

もしも小さいものを、幾つもの集合的に建てている場合は、対象にならなくなるということですか。

高木委員長

一定規模以上から外れる場合があります。全部で5,000㎡建てても、1,000㎡のを5つ建てたら。

宮本委員

よくアパートではなくて、同じような家並みが、続いた貸家とかありますよね、小さなの。

事務局

コンドミニアム。コンドミニアム。

宮本委員

じゃれた言葉ではコンドミニアムですか。

高木委員長

要するにアパートで2階建てぐらいで、ひとつの建物は8戸ぐらいしか入らないから、ひとつの建物はせいぜい700、800㎡の建物だけれどもそれを一気に3棟も4棟も建てるパターンですよ。宮本アパートA B C D Eみたいなものですよ。

宮本委員

はいそうです。

高木委員長           それが対象にならないのではないかとということ。

宮本委員             事業者も同じなんです。

高木委員長           そうなんですよね。それをこの中に入れる。この一定規模以上の方に格上げさせる手法がございますか。今のこの方法は、建築基準法の確認申請を使って、そこを必ず出てくるのでそれを使ってやろうという手法を使っているんですよ。それを今おっしゃった方法をやろうとすると、確認申請は全部別々の建物として、たぶん出てくるから、それを受け取った人が、わかる範囲内でわかったら、これは5棟一緒に建つかみたいなのが、できるけど、わからなかったらばらばらになっちゃうということを、どうやるかということ。

宮本委員             そうですね。これができても、ざるになってしまうのではないかとと思うのですが。

川妻委員             建築士会の方が、あまりよく建築物の規模を一定程度というのを、大きくしないで500㎡ぐらいにしたほうがいいのではないかと、これはかなり妥当性があるのではないかとと思うので、そのぐらいにして網をかけるというのがいいのではないかと。

高木委員長           建築士会の方は、2,000㎡そのままのほうがいいといいました。事務所協会のほうが。

川妻委員             事務所協会。500㎡が、そうですね。

高木委員長           現実問題としては、その網のかけ方の数値を、小さくするということは十分可能だけど、宮本アパートABCDEを一括というのは、何か。

事務局               場合によれば可能ですね。開発行為がかさんでくると、まとめて出てきますのでそれは把握はできますが、エリアごとにサイズが違いますので、市街化区域と未線引きと外と別々になります。その辺の調整は必要になりますが、可能性はあります。

高木委員長           例えば今あるアパートを取り壊して、別に建てようとするとはほとんどくるんですよ。今は例えば水田だったり、畑だったりする農地だったりすると、そこにアパートなんかを一気に建てようとするときは、引っ掛けることはできるんですけど。というのが現実で。

                          どうでしょうか。現実的な対応からすると、2,000㎡を500㎡ぐらいに下げるといような対応を、今後対応していくということはどうでしょうか。500㎡というと170坪ぐらいの建物ですから、巨大な家ですと普通の1戸建ての家も建ってしまうぐらいの大きさですね。東京では難しいですけど、ちょっとしたお屋敷だとかかります。

宮本委員             工場とか場合。

高木委員長           ですから工場でも、ちょっと大きい建てるとかかりますよ、500㎡だった

ら。

宮本委員

具体的には道路を挟んで、こちら側とこちら側へ建てた場合なんかは、確かに片方ではその基準に達しないんですけど、両方合わせるともう十分その基準に、達しているけれども、義務がないと と思ひまして。

高木委員長

おっしゃることはよくわかります。おっしゃることはよくわかります。

たぶんこのことに関して、事務局でどうやったらかけることができるのか、趣旨はよくわかるので、それを網にかける方法があるのかとどうかというのは、ちょっと研究していただくざるを得ないので、今ここではその答えは、たぶん不可能だと思いますので、今はこのままいって、そのことは建築関係の事務局とご相談いただいて。

それにしても、ばらばらに建てたらどうしようもないんですよ。2カ月ぐらい間をおいて、建てられたら絶対引っかけようがないんです。絶対に。だから悪意をもって細かくする業者に対しては、これはもうどうしようもない。もう本当に網の目を小さくするだけが、たぶん関の山だということをご理解ください。

ということで、一定規模以上というところはそのまま、一応今のところそのまま。面積に関してはもちろん検討の余地があるということです。

16 ページ、ここは修正の部分は、森林のところ、何かふるさとの森林づくり条例にまる投げみたいな書き方にとられていたので、そうではなくて、連携をしてというような言葉にしましょうという修正をお伝えしました。よろしいでしょうか。特にご意見は。

川妻委員

このbをとってしまうわけ。bを変えるということだね。

高木委員長

このbのところの下に、長野県ふるさとの森林づくり条例に何が書いてあったんでしたっけ。

川妻委員

追加なのか、全面的に切り替えるのか。

高木委員長

ペレット等を活用することで、森林整備を推進すると書いてあって、その下に「長野県ふるさとの森林づくり条例により推進します。」と書いてあるのを、その部分を、「長野県ふるさとの森林づくり条例と連携して推進します。」というように、その部分を変えるという意味です。上のbの部分はそのままです。その骨子はね。条例のときに、どうなるかはまた別です。

川妻委員

何かまるごと文を変えるみたいな。

高木委員長

いえいえ。そうですね、この書き方がいけない。

後は、16 ページの下から 17 ページの上ぐらいまでは、廃棄物関係ですが、いろいろ細かいことのご意見をいただいているわけですが、特にこの場合には、骨子としては特に書くべき、変更しなければいけないことはない、というのが事務局としての案です。

236 はかなり積極的な意見がいっぱい書いてあるんですが、言いたいことはわかるけど、これを温暖化の対策の条例に入れるのかという問題になるのかも

しれない。あまり細かいことを、今の段階で書いてもしょうがないわけですから、具体的なことが出てきたときに、この辺の細かいご意見に関しては、一応取り上げるということで、今の骨子の段階につきましては、これは載せなくてもいいだろうと思いますので、一応修正はしないということによろしいでしょうかね。

17 ページの下の、環境教育、環境学習ですが、いろいろご意見はいただいているんですが、説明会等でも県民からの意見でも、環境学習、環境教育が非常に重要だよということで、条例の骨子としては、ここに書いてある文章なんですが、このことはすごく大事なんですよという意見がかなり出ていましたよ、ということをごひ教育関係の部署の方にも、こんなことはもうあれですが、相当出ていたことも事実なので、ちょっと強くプッシュをしておいてください。

さっき問題になっていた、実効性の確保のところですね。先ほどのことはあれでよかったんですか。いいんですね。納得をされたということによろしいですか。このままで。

条例の見直しのところですが、県民意見として、必要に応じて条例を見直すというのでは、あまりに簡単すぎるからということなんでしょう。政策の実施状況およびその評価等をふまえというような言葉をちゃんと入れてほしいという意見を受けて、そのまま入れたということなんですが、よろしいでしょうかね。はい。

各主体の責務のところ、ここは市町村のことは書かれていないと、市町村も重要なんだからということで、これは当然、県民意見からのあれですが、地方分権法によりそれはできないんだよ、ということ欄外にというのが事務局の案です。もちろん、ただし事業者としての市町村(県)に対しては義務が課されますということはわざわざ書いていただいております。

川妻委員

ここは正確にいきますと、地方分権法ができて地方自治法や全般を、多く変えられたのですが、正確にいうと地方分権法だけではなくて、基本法では地方自治法に市町村、都道府県のことを、書かれてあっているんで、対等であるからということでこの説明よりも、さっき木曾課長が言っていましたけれども、市町村に関しては、地球温暖化推進法によって、その責務は都道府県と同じように、課せられていますと。これ説明書きのようなものですから。ということと、同時に県と同じように、事業者としての市町村もその義務は果たされているという趣旨が説明としては入っていけばよいのではないかというふうに思いますけれども。ただ対等な立場とよりも、役割が違うんです。対等な立場であり同時に役割が違う、と。公益的な基礎的なところが、ということなので。これだけで説明をすると不十分なので、むしろ責務としては、市町村も都道府県と同じように、温暖化対策推進法において実施し、計画をつくって実施しなければいけないという、主体であるということと同時に事業者としても責務を負っていくことだということが、加えればいいのではないかというふうに思います。

高木委員長

はい。今のご意見はいかがでしょうか。事務局はおわかりになったでしょうか。よろしいでしょうか。では今の川妻さん意見を入れて、ちょっとこの文章

の趣旨は変えていただくということです。

次へいきます。計画の策定等のところで趣旨が第三者というのは、第三者とは誰なのかという扱いでご意見でして、県民、市町村、事業者は、第三者ではないであろうと。それは、そのとおりです。県にとっての第三者という意味で書かれた、この主旨としては書いてあったんですが、第三者とういうのが、県民は第三者ではないだろうというご意見は、それはまあそのとおりなので、県は県民、市町村、事業者、学識経験者等の意見を聞いてというふうに、第三者という言葉を外しています。これもよろしいですね。

その下、県の温暖化対策という項目があるわけですが、県の温暖化対策というのは、何だかよくわからないということなので、県による、長野県の組織、事業者、要するに、県が主体的になってやるという意味を、はっきりさせるために、「県の」を、「県による」というふう書き直したところだと思います。これもよろしいですね。

その下は、分野別の地球温暖化対策というので、我々がずっとやって交通がどうのこうの24時間どうのこうのというのをやったわけですが、分野別というのはわかりにくいと、分野というと普通には一般には農業、工業というのをイメージしてしまうから、分野という書き方はよくない。というご指摘がありました。それを受けて「分野別の地球温暖化対策」を、「県民等による地球温暖化対策」に事務局案としては変えています。

いかがでしょうか。

橋爪委員

分野別の方がわかり易い。

川妻委員

農業、工業というのは産業分野のことですね。工業、農業というのは。

橋爪委員

分野別って、あとどう見てもわかる話。いいんじゃないか、と思いますけれどね。

高木委員長

皆さんがそういうご意見であるならば、私はその場に立ち会っていたので、「いただいたご意見は、この検討会で検討させていただきます。」と言って帰ってきております。今検討をしているので、結論は一応こちらに責任がありますので、どちらでもいいんですけど。

川妻委員

県民等によるというふうにいえば、みんな県民等によるんですよ。

橋爪委員

何のことを言いたいのが分からなくなってしまう。

高木委員長

分野でなくて、項目別の地球温暖化対策ですか。分野がよければ、分野のままでもいいですよ。どうしましょう。比較的今どっちでもいいといえば、どっちでもいいということにしておけばいいんですが。一応結論は出さなければいけないので。分野でいきますか。では分野を残して、もとに差し戻してお願いいたします。

20 ページです。ここは特に修正意見はないようですが、審議会では、事業者の自主的なというのは、自主的はいらないという意見をいただいて、厳しいご意見だったんですが。

川妻委員

ちょっとついでに聞きたいんですが、提案ではないんですが、長野会場は宮本さんと私の2人で対応しました。

そのときの意見として、三重県のことを知っている方が、どなたかが話したんですが、業界団体、事業団体との話し合いが三重県では100回ぐらいやった。やるなら100回ぐらいやるつもりでやれと。そのくらいを何度でもいいから、ここには100回とは書いてありませんが、何回かかってもいいから十分にやってほしいと、そのくらいのことだということを、強調された意見がありました。そういう粘りでやらないと、ここは簡単には、1回やりましただけでは、たぶんいかないだろうという気がします。

高木委員長

大変厳しいご意見でして、100回やらなければならないだろうかと、もちろん100回というのはともかく、できるだけ多くやったほうがいいことは間違いありません。

意見交換を通じて、お互い納得できればそこで、いつでも終わりにしていいんですが、もし今後も意見の食い違いが、ずっと平行線のままだったときには、どうするのかということ少し考える必要があるのかも知れませんね。無理やりいってしまうのか、どうするのかということは、とりあえず意見を、業界団体等の意見をいただいて、今修正をかけているわけですから、業界団体の方の意見が通ったものもありますし、通ってないものもある。それはほかの県民からの意見でも、まったく同じですが。ご意見はいただいておいて、具体的にどうするかということとはまた、後日ということで、今ここで100回やれというものではないので、いただいておきます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは21ページですね。推進対策。先ほど木曾課長からもおっしゃっていただいたように、推進体制として、県は何をするんだ、温暖化防止センターは何をするんだ、活動推進委員は何をするんだ、地域協議会は何をするんだ、という。くどいといえくどいのかも知れませんが、ここですっきり整理をしようというもので、入れていただいたものです。いかがでしょうか。よろしいでしょうかね。間違えたことは書いてはないと思います。これは進めていただきます。

後は、21ページから25ページまでは、その他の意見というような全般的なことの話です。骨子としてはいいんですが、294番で環境保全協会から条例の構文出しをするときには実効性の期待できる項目に絞り込むべきであると、あまりにすべてのことが、もれなくそつなく書いてあるのではないかと、というご意見をいただいております。その場にいらっしゃらない方もいらっしゃるので、294番でこういう意見をもらっている、そこでのご意見としてはマイカー通勤削減と住宅の省エネ化を最重要課題として、やっていくことが必要ではないかというようなご意見でした。

今の骨子として、これを生かしてこの2つ以外を全部消す、ということはありませんが、こういう意見をいただいていることを、皆さんご存知なかった方は、こういう考え方もあるのかなということで、お考えいただいて今後の、もっと細かいことになるときに、場合によってはこういったことを、例えばどっかに入れるという手もありますね。長野県は、この中にある条例の中で、特にこういうものを、最重要課題と考えているんだよということ、はっきりさせるようなことを入れるかどうか。それはこれからお考え、頭の隅っ

こに入れておいてください。

橋爪委員

すみません。その下の295の「CVS業界としましては」というCVS業界とは何ですか。

高木委員長

コンビニエンスストア。

橋爪委員

コンビニエンスストアですか。すみません。

高木委員長

ほかにはいかがでしょうか。303番にも条例の体裁をもっと簡明にされたいというようなご意見もありましたね。どうするんだということ。

下の方にいくと、農業のことが何も出ていないという意見もありますし。

橋爪委員

この中に312番で、「一定規模以上、一定要件以上という表現があるが、どの程度の範囲が想定されているのか不明で判断できない。」これは一定規模以上というのは、どこかで段階的に入れていくんでしょうか。

高木委員長

入れていきます。

橋詰さんは、どんどん毎年絞り込むようなシステムを、その中に入れてほしいというご意見をおっしゃっていますが、業界団体との意見のやりとりで、一定規模を我々が想定しているものより、小さいといいと建築事務所協会はおっしゃっているわけで、建築士会の方は、このままでいいという言い方をしています。後のところは、とりあえず国の法律と同等のことをイメージされているだろうと思います。

川妻委員

317番の農業のことでね、確かに施設園芸はかなり大規模にやっている場合には、かなりの化石燃料を使っていることは間違いない。これは農業とは書いてないけれども、エネルギー使用の多い一定規模の事業主は、うんぬんかんぬんという義務付けの範疇に、こういう事業者も当然入るという理解でいいんですよね。

高木委員長

農業でたとえば1,500k、それは使ってない。

木曾課長

使えない。使えないですよ。

高木委員長

1日、4,000ですよ。それを365日ですよ。そんなに使っている農業はないでしょう。今のままだと農業は全部、たぶん網から外れる。廃棄物のほうで本当は引っ掛けたほうがいいのかもしれませんが、エネルギー使用では無理だと思います。

川妻委員

ということになりますか。

高木委員長

農業はエネルギー使用量は少ないけれども、排出量の方が多い。太陽エネルギーで取ったものも燃やしてしまえば、排出量が多いわけですよ。いろんな意味で。だから農業に関して別途考えるというのであれば、例えば条例をつくるときに、ただし農業、農業という言葉がいいかどうかかわからないけど、農林



水産業に関しては、1,500 k なら、1,500 k を超えるけど、ほかは100 k にするとか、そういう切り方はありますね。

農業も実は我々の、そんなに環境に対して、シビアなあんまりよくないハードな分野ではないんですが、でも見過ごすこともできない分野であると。間違いなく難しいんですが。なおかつ大規模な何十人規模でやっている農業は、そんなにはないわけですからね。どうでしょうかね。とりあえず今はこの骨子の案としては、農業について今から急に、何かを入れるというのは不可能なので、骨子の案はこのまゝいって、ちょっと農業は研究する必要があるかのかもしれないですね。農林業ですね。推進する、推進するということがばかり意識しているけど、マイナス面もないわけではないので。

はい。一応最後は非常に飛ばさせていただいて、24 ページ、25 ページこの辺でもいいですよ。何かあれば。

木曾課長

光害。

高木委員長

光害、どうでしょう。この資料について、説明をしていただくほうがいいですか。光害という最近随分話題になっている、害について、皆さん今の段階で、基本的な認識は持ってらっしゃるのでしょうか。それともあまり聞いたことがない、よくわからないという方がいらっしゃるのでしょうか。

木曾課長

一応光害につきましては、農作物被害とか安眠妨害それから夜空の天体観測にあたって、空が明るくなって見えない、という部分でも光害、公害的な要素での光害というのがあります。

例えば田んぼのそばで、外灯等を点けますと実が実らない。またはナイター照明等に集まった害虫が、切られたと同時に周りの果樹園等に散って果樹の被害が出るとか、そういう部分での実害の部分と、それから後は、先ほどのような天体観測、それから明るすぎて眠れないという部分でございます。

これは環境省で示した光害のガイドブックなんですけれども、そういう意味では、31 ページ、これページを抜粋してありますんでページがあれですが、2 枚目のところに、対応の仕方として、それぞれに出てきております。条例それから景観条例、屋外広告物条例それから地域照明環境計画、これは主にこれの関係ですね。

というよりもむしろもっとトータルに考えたものでございます、防犯等も含めて。地域環境計画それから温暖化対策にかかる計画ということで、長野県の温暖化防止計画の要素の中で、先ほど私が申し上げました省エネルギーまたは24 時間自販機等々による、それらの営業時間の削減というようなことの要素の中で副次的には、光害が防げる格好にはなっておるということです。

ガイドラインにつきましては、いろんな外灯の、昔はどちらかというと丸型で空への放射型のものですが、下を向けた傘がついているとか、それによって省エネと夜空の明るさを防ぐというようなもの。それから道路照明についても最近では、省エネのために例えば丹波島の橋の辺りは、1 本置きに電気を街灯を消してしまうという格好で、それぞれのセクション、セクションではそれなりの対応、ガイドラインに沿った対応を、県の場合には取っているということです。

私も意見の中で示したように、やはり公共の施設のところで、夜中中外灯がついているのは、いかがなものかという話なんですけど、これは防犯上の問題と

かそれが出てきまして、一概にそれを全部切るのが正しいのかということは、簡単には言えないことなのかというふうに思います。

その場合には、やはり空へ向けられない方法ということで、傘付きの外灯とかそういうものに、順次変えていく中での対応が、されていくべきかな、というふうに考えております。

高木委員長

もちろん省エネに関わることなので、私自身も光害対策のできた、上に要するに光が逃げない照明器具をどんどん設置していただきたいということに関しては、まったく同じなんですけど、それをこの中に入れることができるかどうかという、県が事業者として、じゃない。県が主体とする県道等や県の公園等の屋外照明では可能なんですけど、それをこの骨子の中に入れるというものもないですよ。あまりに細かいこと過ぎますから。

どこかにおっしゃることを尊重するならば、非常に熱心に言っていていただくのもいるので、おっしゃることを尊重するならば、どこかで光害や省エネに考慮した照明器具をというのは、駐車場は可能性があるのですが、駐車場以外に、このままでは載せようがないかなという、その項目をわざわざつくるというのもちょっと違和感があります。建築物というところに入れるという手もあります。

岡本委員

おっしゃっていることは自販機のことですよ。

事務局

というよりは光害というところに着目していますので、ですから逆にいうと、クレジットで欄外のところで光害にも注意するように、24 時間とか自販機も注意するようにという文言を盛り込むとか、そういうことでの対応なのかな。項目を条例のこの骨子の中に 1 項目を起こすという形で対応するのかその辺はまた委員さんのご判断にお願いしたいと思っておりますけども、全般にわたってしまうのでなかなか。

高木委員長

そうなんですよね。項目としてはいろんなところに絡んでしまう可能性があって、自販機のところで光害のことにも考慮してくださいという手もありますよね。自販機は、そんなに高いところにはないからね。住宅は。この場合、主に屋外の照明ですからね。

木曾課長

県民計画の中では、24 時間の部分に関わることによって、そういう部分に効果が現れるというような、その効果というところに光害という部分を盛り込んでいっています。

高木委員長

困ったね。省エネとしては関係ある。実際に屋外照明の全県下における屋外照明の数というのは相当数ありますから、すべてが光害対策をすることによって、おおよそエネルギー効率が倍ぐらいに上がりますから、それをすることは、非常にいいことではあるんですよ。

ただしそれをここでは、市町村道は全部そういうふうにしなさいとか、国道はそういうふうにしなさいとは、書けないじゃないですか。簡単にいえば、県道としては書けるんですよ。県は既にやってらっしゃる、という先ほどの説明もあると。書くところは本当に少ないです。

高木委員長

光の害とエネルギーと一緒に、一緒にの部分と一緒にではない部分がありますので、私ちらっとさっきから思っているのは、自動販売機だけがなぜこういうふうになるのか。考えたら11時以降とか10時以降、広告照明例えば何とか電気だとか非常に大きいのが上がっているのが、あれはまったく24時間とまったく同じじゃないかなと。

逆にいうと屋外広告規制を、例えば11時以降は長野県はやらないと、こんな話いまさらというところがあるかもしれないけど、何かそういうことはいいのではないかなと。自動販売機だけなぜうんぬんという、なかなか私は、業者の人たちの意見を読むと、努力をして消費電力をこれだけ減らしている、いろいろあるわけですね。やってくれてるわけですよ。それも分かるし、だけでももう少しやはり夜、夜中、かなり不必要だと思われる明かりをつけている、エネルギーを使っているところを減らす、これはやはりまめにやっている。自動販売機のほかに、そういうものを具体的に何かないか、ともう一度少しやった方がいいかなと、いまさらながら思ったんですが。

高木委員長

例えば24時間営業のところ、強引に屋外広告等も含むと書いてしまうとか、それは。課長、屋外広告規制条例でしたっけ。

事務局

屋外広告物条例という県はもっていますが、内容については私は承知していないので、照明とかその辺のここにやっちゃいけないとか何m範囲はいけないとか、いうのはありますけども、またその内容、また専門のセクションと確認してみたいと思います。

高木委員長

確かにもし何も規制がかかっていないで、誰も見ていない、夜中にしかも道路を照らすてらいにもなっていない照明が、こうこうとついているのはおかしいと、そのとおりなので、今、骨子に急には変えられないけど、どこかでそれが入るかどうかは検討する価値はある。

あとは全体について、光害のことについては一応とりあえずは今は、このご意見は受け止めて審議はしたけれども、今、骨子の中でこれを取り入れるべきところが、見当たらないので屋外広告については、24時間といったところで、ちょっと検討する課題としていただくけれども、光害を前面に出した形で骨子については、手を加えないでそのまま行きますということでもいいですね。

スケジュールの話をしていただいたほうがいいと思うのですが、今日のこの話を受けて、一応全部話はしたので、これからのこと。

木曾課長

今後のスケジュールやら、今日のいろいろご意見をいただいたものについての、取りまとめについては、骨子として仕上げるのは、私どもと高木委員長の方で、お伺いした意見を取りまとめるという格好でお願いしたいということで、骨子がまとまりましたら、骨子の説明会が11月1日長野・佐久地区、7日に松本・飯田地区ということで、予定しております、その後取りまとめを行いまして、11月15日に第8回目の検討会ということを用意しております。

骨子の説明会への出席につきましては、今までいただいた皆さまのスケジュール等を合わせますと、11月1日の午前(長野)が、上條委員、川妻委員、高木委員、宮本委員ですね。1日の佐久の方が、岡本委員、上條委員、川妻委員、諏訪委員、高木委員ですね。11月7日の日が、上條委員、川妻委員、黒沼委員、橋詰委員、宮本委員。それから飯田合庁、7日の午後の方ですが、岡

本委員のみ欠席で、ほかは という状況でございます。  
とりあえずスケジュールにつきましては以上です。

高木委員長

よろしいでしょうか。一応今いただいたのを事務局は、大変なんですがこの土日に、しかも何でも土曜日は、県庁は停電するそうで夕方5時まで仕事ができなくて、その後始めるということをおっしゃっていましたが、私との間でメールのやり取りをして、一応でき上がったものを、なるべくその日のうちに皆さん、土曜日のうちに、あるいはひょっとしたら日曜の午前中のうちに皆さんにお配りして、最終的に皆さんから特段なければ、日曜日のうちなのか月曜の朝になるのかわかりませんがそのくらいに、最終版を固めるということですよ。いいですよ。

木曾課長

はい。

川妻委員

ちょっとすみません。条例の骨子というのはこれに当たるようなものですよ。今までつくったやつはですね。今の意見はいいです。  
要項になると条文化するわけですね。何条何条というふうに。

木曾課長

要項の場合には、一応項目だては何条というようにはやりませんが、そのナンバーを振ったものが何条に置き換わるだけで条例になってしまうところまで詰まります

川妻委員

これが結構私としては、重要なんではないかと思うんですよ。要項ではなくて条文に近いものにシフトするというか、再構成するというか、そのときにきちんとしてそれがより充実したものに記述されれば問題ないと思います。

高木委員長

さっきの「一定規模以上」というのはどこで入っているんですか。

木曾課長

条例、要項の時点ではある程度はつきりしていないといけません。

高木委員長

ご意見の中にも、それがわからないので非常に不安に感じていらっしゃる方もいらっしゃるし、お豆腐屋さんがそれにかかるのかという意見も出ていたけど、そここのところはなるべく早めに、一応原案でいいから、たたく案を出していかないとよくない。

木曾課長

それでは私どもで、省エネ法の絡みとかでいろいろの部分で、一応今まで聞いた部分が出てきておりますので、原案に数字を入れてお示しするというところでよろしいですかね。

高木委員長

はい。それでいいですよ。後はどうですか。

川妻委員

結局それぞれの事業をやっている方々が、現状やその対策やその効果というものを努力した結果を報告書につくって、作成するわけ、公表するわけですよ。それがどういうものになれば一番いいのかというのが、事業者にとっても正しいというかつくれる、こちらの見るほうによくも分かるような、これをそれぞれ任せるのではなくて、何かの様式というのか。

それから削減をするという場合でも、削減の目標なりをどこまで、設定できるかどうかということもあるでしょうから、今要請されているのは全県でも、平均すれば 20%以上になるような、レベルになるわけですね。それを 1 年目から、するということはできないでしょうけれども、少し詳細に実務的にもっと煮詰めていくと、これが実効性がちゃんと担保されるかどうかということにかかると、かなり重要なところに来るのではないかと思うんです。事業者のところに義務付ける、努力義務だろうと何だろうと、どういうものをどのレベルのものを検討してつくってもらうか。

その辺りの方は、国の法律のこともあって、それを踏まえて全部事業者には、とにかく姿勢を示すということで、つくってくださいよと丸投げをしないで、ある程度の指針というか様式をつくって、目標も設定して作成してもらおうと、それがこれからの作業として、かなり重要なのではないかと、うふうに考えて。

高木委員長

いかがですか。

木曾課長

当然計画をつくるのに、ある程度の指針を、示さなければ計画はできないかという感じはしておりますので、スケジュールの中に、その辺の指針をつくるという格好の予定はしております。

それから様式とか項目について、当然省エネ法等引っ張って、なるべく事業者の方が苦勞をしないで出せるような中身にしてくれという意見がだいぶございますので、それに合わせていく。

あと目標設定の部分は、非常に難しい部分でございまして、前々から申し上げていまして、今のCO<sub>2</sub>排出量というのは、ある使われた化石燃料から流出した上での数字のみであって、その中身が色分けされていなくて、誰がいつどこでどういうふうに減らせばいいのかわからない。

そう意味では、この条例ができることによって、ある程度色ぬりが全部ではないけれどできてくるという中で、各分野別にどのくらい減らしていけばいいの、というところが必要だということで、たぶん川妻委員も言われてると思うんですけども、その分になりますと、やらなければいけないのですけれども、業界の方々からもそういう質問が出てますが、今の段階では、手をつけられるところから減らせるところから、とにかく減らしていかないと。排出量と削減量とのリンクというのはなかなかできない。特に条例が走り出してそういうデータが、集まってくれば何とか色分けができるんですが、今の状態でどこがどういうふうに結びついていくかということ、右と左をくっつけるというのは非常に難しいことかなというふうに事務局の方は感じています。

ですから今いったような言い方で、私もほかでの説明のときには、この条例ができることによって、どの部分がどのくらい減って、マイナス 6 の部分が、マイナス 23 の部分のどこの部分がどうやって減ると言われたときには、この条例が動き出して、ちゃんと現状が把握できるようになって、動き出しますという説明をしています。

川妻委員

環境経営というか、そういう事業の点検なりに能力の持った人が指導的に、大手のところできちんと対応ができているところは、対応できるでしょうけど、できないところはアドバイスして支援するという仕事のほうがうまくいけば、スムーズにいくでしょうけど。そういう辺りの手立てというか対応という

か。重要だと思うんですけど。

木曾課長

今年度から一応小さいながら、もっと前から実は(環境)保全協会の諏訪支部の方でやっておられた、省エネパトロール隊、橋詰さんところでまさにやっていたにやっています。それを今年度始めまして、今年度30件ですけども。来年度は全県下に、支部組織になるのかどんな格好になるか分かりませんけれども、隊を増やして、そういうコンサルティングが可能な方々を育成していただいて、広めていこうという事業が始まっております。

ただアドバイスを受けただけでやらないければ、仕方がない話なので、その辺のフォローも何とかいい方法でできないものかということで、今うちの方では考えているところです。

川妻委員

そういう人たちの協力を得て、これについても推進うまくできればね。

木曾課長

主な事業者それから役所を含めて、大規模な一定規模以上のところがある、特に要望を出してやっているわけですけども、今年のところは1隊だけですので、やっと30事業所。来年はそれの50ぐらいはどうか、という格好では考えておるわけなんです。要望は多いようです。

川妻委員

そうですか。

木曾課長

おかげさまで。事業につきましては、予算が低い割には、関東経済産業局等も注目はしております。先日のNHKの朝の全国版のニュースにのって、非常にいい取り組みだというような格好で、一方ではそういうような格好での取り組みは、起こしつつあるということです。

高木委員長

提出していただく様式ができればという、私がいうことではないのだけれども、デジタルデータでも出していただいて、県の方でホームページに載せたり、いろんな統計的な処理をするときに、また全部打ち込むのは大変ですから、その辺のこともぜひお考えになったほうがいいかなと、話を聞きながら思いました。

あと何かございますでしょうか。予定外に、一時はどうなるかと思ったけど、5時前に。この進行表では4時の段階で、本日、以上をもちまして言っている。

特に何もなければ、事務局にお返しなくていいのでしょうか。

次回の検討会、さっき説明会についてはご説明をいただきましたので、次回の検討会は11月15日ということで火曜日です。よろしいでしょうかね。

以上で本日予定をしておりました件、会議事項をすべて終了いたします。

以上を持ちまして本日の検討会を閉会といたします。

事務局

ありがとうございました。

( 議事録中の 部分は確認できなかった部分です。 )